

# 第2期 川根本町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

川 根 本 町



## はじめに

近年、急速に進行する少子化は将来的に社会経済へ深刻な影響を与えるものと懸念されています。また、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。子育てと就労の両立に苦しんだり、必要な子育てに関する支援が得られない家庭が増加しており、子ども・子育てに関するニーズは多様化・複雑化しているといえます。このような中で、当町において安心して子育てができる環境を整備していくことは急務の課題であるといえます。



当町では平成27年4月から開始された「子ども・子育て支援新制度」の施行に合わせ、平成27年3月に川根本町次世代育成支援行動計画と一体的に「川根本町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する施策の充実を図ってまいりました。しかし、当町の少子化に歯止めはかかっておらず、更なる子ども・子育て施策の推進が必要です。

この度、平成27年3月に策定した「川根本町子ども・子育て支援事業計画」が令和2年3月で計画期間が終了することから、そして、多様化・複雑化する子育てニーズに対応し、更なる子ども・子育て支援施策を展開するため令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期川根本町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画では「川根本町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である『豊かな自然に抱かれてかがやく未来～わくわくと共に育てよう川根本町の子どもたち～』を継承し、これまで当町が目指してきた、“子どもたちがすこやかに育ち、未来を切りひらく力を身につけていけるよう、地域住民、各種団体、学校、企業、行政など地域社会全体で子どもたちを見守り、支え、喜びあえるまち”の実現に向けて、より一層子ども・子育て施策の推進に取り組みます。

最後に、計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました方々、また貴重なご意見を賜りました「川根本町保健、福祉サービス推進協議会児童福祉部会（子ども・子育て会議）」の委員の皆様並びにご協力くださいました関係各位に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

川根本町長 鈴木 敏夫



# 目次

第1章 計画策定の目的と考え方	1
第1節 計画策定の背景及び趣旨	1
第2節 計画の性格と位置づけ	2
第3節 計画の対象	3
第4節 計画の期間	3
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境	4
第1節 統計データにみる現状	4
(1) 人口の動向	4
(2) 子育て支援サービスの状況	7
第2節 アンケート調査に見る現状	13
(1) 調査概要	13
(2) 調査結果【就学前児童】	14
(3) 調査結果【小学校児童】	19
(4) 調査結果【中学生】	23
第3章 計画の基本的な考え方	28
第1節 基本理念	28
第2節 基本目標	29
第3節 施策の体系	30
第4章 推進施策	32
第1節 子ども・子育て支援サービスの充実	32
(1) 教育・保育サービスの充実	32
(2) 情報発信・相談支援体制の充実	34
(3) 地域で子育てを支援する環境整備	35
(4) 子どもの健全育成	38
第2節 職業生活と家庭生活との両立の推進	40
(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	40
(2) 仕事と子育ての両立の推進	41
第3節 見守り支援を必要とする児童への対応	42
(1) 児童虐待防止対策の充実	42
(2) 厳しい環境に置かれた子どもへの支援	43
(3) 外国人幼児・児童等へ支援の充実	44
(4) 障がい児施策の充実	44
第4節 子育てができる環境づくり	45
(1) 子育て世帯が子育てしやすい環境の整備	45
(2) 安心・安全な子育て環境の充実	46

第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保の方策	47
第1節 教育・保育提供区域について	47
(1) 教育・保育提供区域について	47
(2) 区域設定の考え方	47
(3) 本町における教育・保育提供区域	47
第2節 子ども数の推計	48
第3節 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	49
(1) 1号認定・2号認定（教育ニーズ）	49
(2) 2号認定＜幼児期の学校教育の利用よりも保育希望が強い児童＞	50
(3) 3号認定＜0歳＞	51
(4) 3号認定＜1・2歳＞	52
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等	53
(1) 時間外保育事業	53
(2) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	54
(3) 地域子育て支援拠点事業	54
(4) 一時預かり事業	55
(5) 病児・病後児保育事業	56
(6) 利用者支援事業	56
(7) 妊婦健診	57
(8) 乳児家庭全戸訪問事業	57
(9) 養育支援訪問事業	58
(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	59
第5節 幼児期の学校教育・保育の一体的提供	59
第6節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	59
第6章 計画の推進	60
第1節 推進体制	60
第2節 計画の点検・評価	60
資料	61
川根本町保健、福祉サービス推進協議会委員名簿	61
川根本町保健、福祉サービス推進協議会本部会委員名簿	62

# 第1章 計画策定の目的と考え方

## 第1節 計画策定の背景及び趣旨

出生率の低下や非婚化・晩婚化・晩産化、女性の社会進出・価値観の多様化などにより、少子化が急速に進行しています。最初の総合的な少子化対策であるエンゼルプランの制定以降、様々な少子化対策が展開されてきましたが、全国的にも、また、当町においても、少子化に歯止めがかかっていないのが現状です。

近年は、共働きなどの就労環境が変化する一方で、待機児童問題や放課後児童クラブの不足が指摘され、子育てと就労が両立できる環境の整備が不十分であることが問題視されています。

また、生活様式の多様化による家族構成の変化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てについて不安感、孤立感を持つ親が増加しているため、地域全体で子ども・子育てを支援する体制の構築が急務であるとともに、貧困や虐待、いじめや不登校など、子どもたちのすこやかな成長を妨げる諸問題に対応する施策の充実が求められています。

このような中、国においては、質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実などが盛り込まれた子ども・子育て関連3法が平成24年に制定され、地域全体で子ども・子育てを支援する仕組みを構築することをめざしてきました。

当町においても、少子化や子ども・子育てを取り巻く環境の変化に対応するため、平成18年3月に「川根本町次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成22年3月に「川根本町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、平成27年3月には子ども・子育て支援新制度のもと「川根本町子ども・子育て支援事業計画」を定め、平成30年3月には実態を踏まえて計画値をより適切な値に修正するなど、川根本町の未来を担う子どもたちが大きな夢をもち、生き生きと輝き育つまちづくりをめざして、子ども・子育て支援施策に弾力的に取り組んできました。

この度、「川根本町子ども・子育て支援事業計画」が最終年度を迎えることから、新たに「第2期川根本町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。「川根本町子ども・子育て支援事業計画」の継続性を鑑みながら、川根本町のすべての子どもが健やかに育ち、未来を切り開いていく力を身につけていけるよう、子どもの成長にあわせたきめ細かな支援を展開するための計画を策定します。

## 第2節 計画の性格と位置づけ

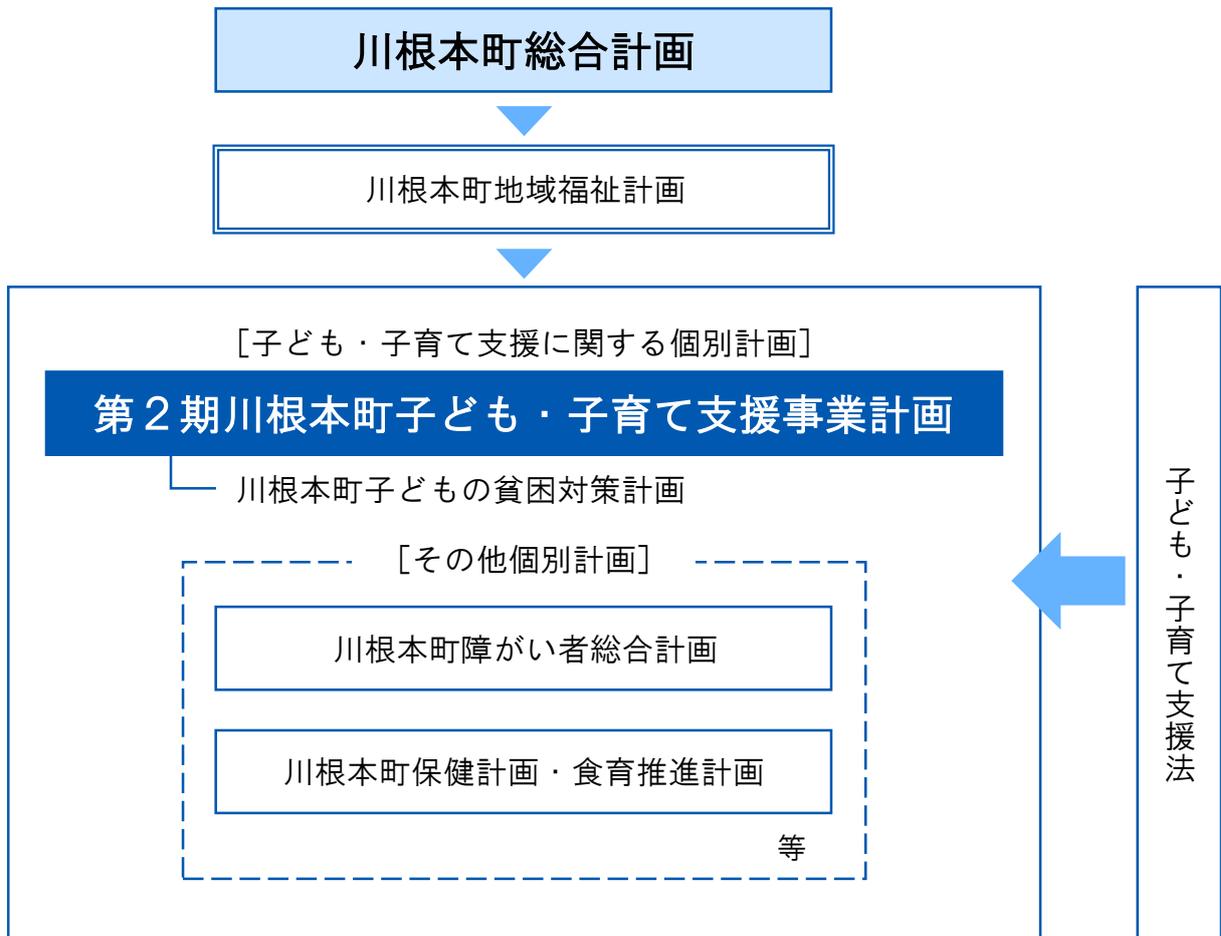
本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するもので、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策行動計画の考え方を踏襲しています。また、本計画には、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条～第14条における地方公共団体が行う支援に関する「川根本町子どもの貧困対策計画」を位置づけます。

本計画の策定にあたっては、「川根本町総合計画」、「川根本町地域福祉計画」、「川根本町保健計画・食育推進計画」、「川根本町障がい者総合計画」等の関連する各分野の計画と整合を図ります。

### 子ども・子育て支援法 第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### 関連図



### 第3節 計画の対象

本計画の対象は、主に子ども（0歳から概ね18歳）と子育て家庭（左記子どものいる家庭）であり、教育や保育をはじめ、様々な支援施策や事業を盛り込んでいます。また、施策や事業の展開にあたっては、事業所や地域、関係機関等との協力・連携が不可欠であることから、町内のすべての個人及び団体も対象としています。

#### ■子ども・子育て支援法 第6条■

この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

### 第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、本計画は令和6年度中に見直しを行い、令和7年度を初年度とする第3期計画を策定する予定ですが、本計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう、計画期間中においては進捗状況を管理・検証し、必要と判断される場合には見直しを行うこととします。

#### ■計画の期間■

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度～令和元年度)							
	見直し	<b>第2期子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)</b>					
						見直し	第3期計画

## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境

### 第1節 統計データにみる現状

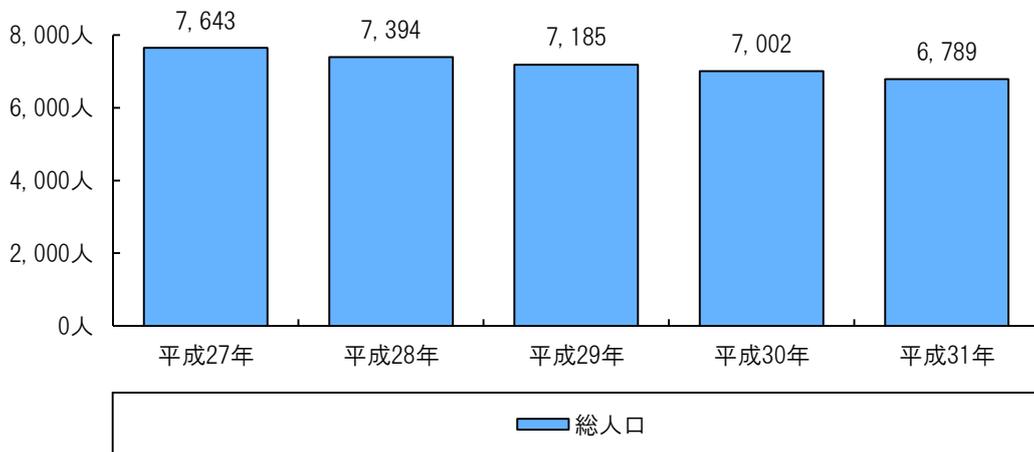
#### (1) 人口の動向

##### ①人口

平成31年4月1日現在、川根本町の総人口は6,789人となっており、平成27年以降は減少傾向にあります。

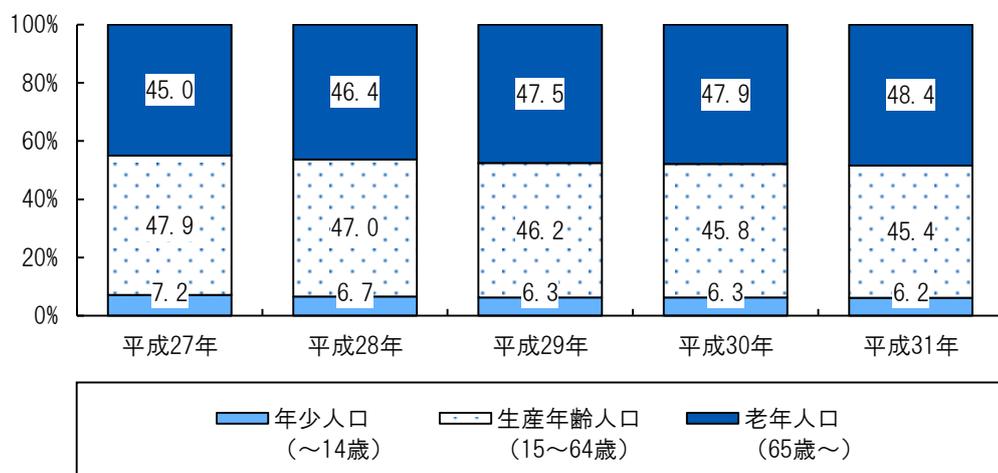
年齢3区分別人口割合の推移をみると、平成27年以降は老年人口の割合が増加する一方、生産年齢人口と年少人口の割合は減少を続けています。

#### 総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### 年齢3区分別人口割合の推移

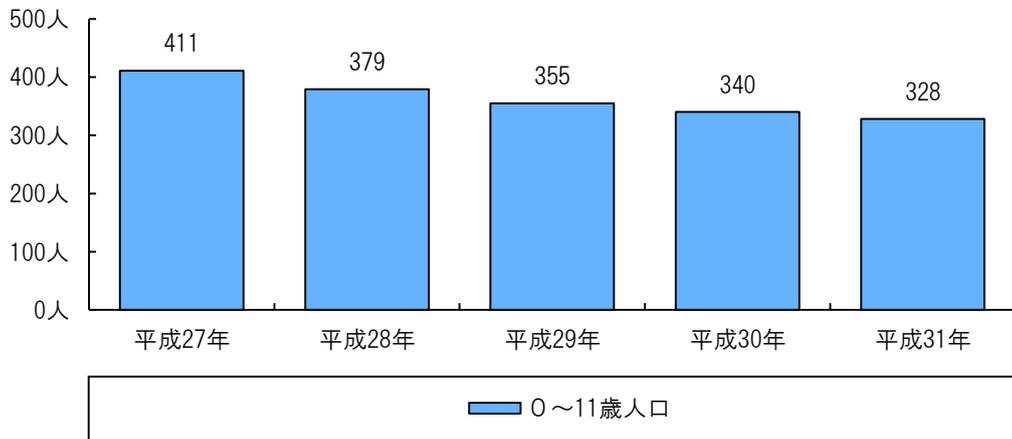


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ② 0～11歳人口

0～11歳人口の推移をみると、平成31年で328人となっており、平成27年以降は減少傾向にあります。

### ■ 0～11歳人口の推移 ■

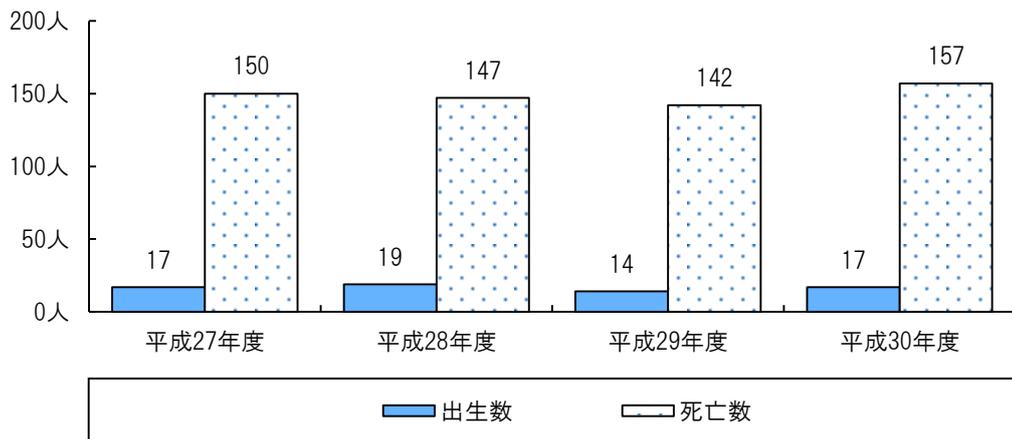


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ③ 自然動態と社会動態

自然動態の推移をみると、平成27年度以降、死亡数が出生数を上回り自然減となっています。

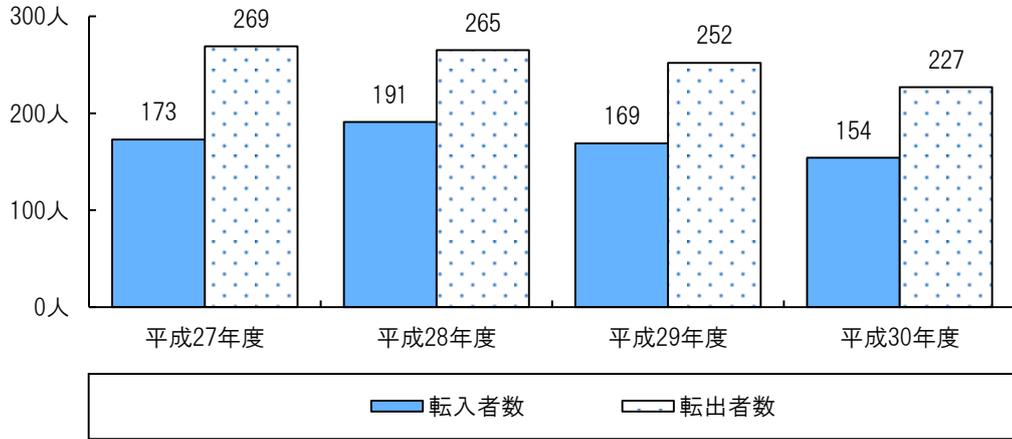
### ■ 自然動態の推移 ■



資料：税務住民課資料

社会動態の推移をみると、平成27年度以降、転出者数が転入者数を上回り社会減となっています。

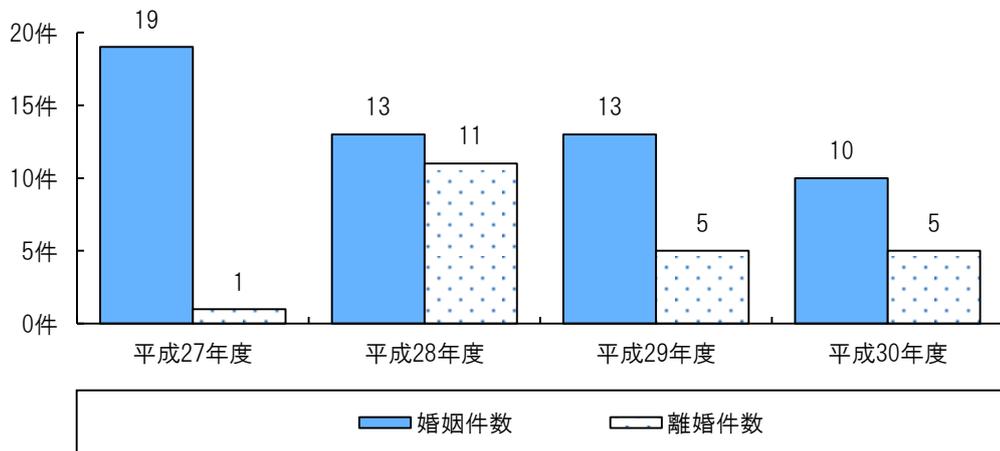
社会動態の推移



資料：税務住民課資料

婚姻・離婚件数の推移をみると、平成28年度以降、婚姻件数・離婚件数ともに減少傾向にあります。

婚姻・離婚件数の推移



資料：税務住民課資料

(2) 子育て支援サービスの状況

① 保育園の状況

保育園数は、公立保育園が2件、私立保育園が1件です。

公立保育園の就園率をみると、平成27年度以降、100.0%を下回って推移しています。

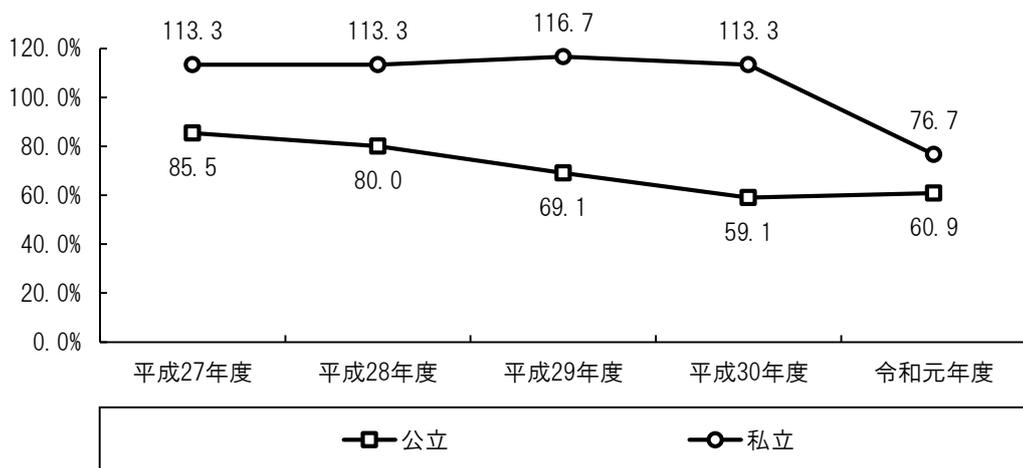
私立保育園の就園率をみると、平成27年度から平成30年度までは100.0%以上で推移していましたが、令和元年度は76.7%と、100.0%を下回っています。

■ 保育所園数・児童数の推移 ■

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公立	保育園数(園)	2	2	2	2	2
	認可定員数(人)	110	110	110	110	110
	在園児童数(人)	94	88	76	65	67
	就園率(%)	85.5	80.0	69.1	59.1	60.9
私立	保育園数(園)	1	1	1	1	1
	認可定員数(人)	30	30	30	30	30
	在園児童数(人)	34	34	35	34	23
	就園率(%)	113.3	113.3	116.7	113.3	76.7

資料：健康福祉課資料（各年4月1日現在）

■ 保育園の就園率の推移 ■



資料：健康福祉課資料（各年4月1日現在）

乳児保育、休日保育、一時保育は3箇所、障がい児保育は1箇所の保育園で実施されています。

■特別保育等利用の推移■

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
乳児保育	実施箇所数（箇所）	3	3	3	3	3
	実利用者数（人）	42	30	35	28	22
延長保育 (18時以降)	実施箇所数（箇所）	0	0	0	0	0
	実利用者数（人）	0	0	0	0	0
休日保育	実施箇所数（箇所）	3	3	3	3	3
	実利用者数（人）	6	9	7	3	13
一時保育	実施箇所数（箇所）	3	3	3	3	3
	実利用者数（人）	13	22	16	15	10
障がい児 保育	実施箇所数（箇所）	0	0	0	1	1
	実利用者数（人）	0	0	0	1	1
外国人児童 保育	実施箇所数（箇所）	0	0	0	0	0
	実利用者数（人）	0	0	0	0	0
特定保育	実施箇所数（箇所）	0	0	0	0	0
	実利用者数（人）	0	0	0	0	0
病後児保育	実施箇所数（箇所）	0	0	0	0	0
	実利用者数（人）	0	0	0	0	0

資料：福祉行政報告例・担当課実績（令和元年10月1日現在）

■令和元年度の乳児保育の状況■

保育所名	具体的実施内容	実利用者数（人）
桜保育園	3歳未満児の受入れ	4
三ツ星保育園	3歳未満児の受入れ	13
徳山聖母保育園	3歳未満児の受入れ	5

資料：福祉行政報告例（令和元年10月1日現在）

■令和元年度の休日保育の状況■

保育所名	具体的実施内容	実利用者数（人）
桜保育園	ゴールデンウィークや茶期の繁忙期に 家庭で保育に欠ける児童を保育する	5
三ツ星保育園	ゴールデンウィークや茶期の繁忙期に 家庭で保育に欠ける児童を保育する	7
徳山聖母保育園	ゴールデンウィークや茶期の繁忙期に 家庭で保育に欠ける児童を保育する	1

資料：福祉行政報告例（令和元年10月1日現在）

■令和元年度の一時保育の状況■

保育所名	具体的実施内容	実利用者数（人）
桜保育園	保育所に入所していない児童で一時的に家庭で保育ができない児童を預かる	5
三ツ星保育園	保育所に入所していない児童で一時的に家庭で保育ができない児童を預かる	2
徳山聖母保育園	保育所に入所していない児童で一時的に家庭で保育ができない児童を預かる	3

資料：健康福祉課実績（令和元年9月30日現在）

■令和元年度の障がい児保育の状況■

保育所名	具体的実施内容	実利用者数（人）
桜保育園	集団保育が可能な障がいのある児童を保育する	1

資料：福祉行政報告例（令和元年10月1日現在）

②地域子育て支援センターの状況

川根本町には、地域子育て支援センターが2箇所あります。

■地域子育て支援センターの状況■

施設名	所在地	開設日時
ひだまり	川根本町元藤川 201-1	火曜日～土曜日 9：00～16：00
こもれび	川根本町地名 637-1	火曜日～土曜日 9：00～16：00

資料：健康福祉課資料（令和元年10月1日現在）

③家庭児童相談の状況

家庭児童相談の相談内容別相談件数の推移をみると、平成30年度においては、知能・言語の相談が2件となっています。

■家庭児童相談の相談内容別相談件数（重複あり）の推移■

（単位：件）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
性格・生活習慣等	0	0	0	0
知能・言語	9	0	2	2
学校生活	0	0	0	0
家族関係	0	0	0	0
心身障がい	0	0	0	0
非行	0	1	0	0
環境福祉	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合計	9	1	2	2

資料：福祉行政報告例

## ④虐待通報の状況

虐待通報件数の推移をみると、平成30年度においては、相談件数が1件となっています。

## ■■虐待通報件数の推移■■

(単位：件)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
通告件数	0	0	0	0
非該当件数	0	0	0	0
実件数	0	0	0	0
相談件数	0	1	1	1

資料：福祉行政報告例

## ⑤民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員数と相談件数の推移をみると、平成27年度以降、民生委員・児童委員による相談件数は減少傾向にあります。

民生委員・児童委員数は、平成30年度で32人、1人あたり担当世帯数は88世帯となっています。

## ■■民生委員・児童委員数と相談件数の推移■■

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
民生委員・児童委員による 相談件数（件）	822	793	697	601
民生委員・児童委員数（人）	33	33	32	32
男性委員数（人）	10	10	10	10
女性委員数（人）	23	23	22	22
1人あたり担当世帯数 （世帯）	89	88	90	88

資料：健康福祉課資料

## ⑥放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは2箇所で開催しています。

在籍者数をみると、令和元年度で89人となっており、平成27年以降は増加傾向にあります。

## ■放課後児童クラブの推移■

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
実施箇所（箇所）	2	2	2	2	2
在籍者数	49	61	72	84	89
中央小学校	13	20	23	32	30
中川根第一小学校	1	2	4	5	12
中川根南部小学校	5	6	10	13	13
本川根小学校	30	33	35	34	34

資料：健康福祉課資料（令和元年4月1日現在）

## ■放課後児童クラブの実施状況■

クラブ名	障がい児 受入可否	開館日時	長期休暇時の対応	放課後児童 指導員(人)
本川根児童クラブ	可	下校時刻から18:00	8:00から18:00	2
中川根児童クラブ	可	下校時刻から18:00	8:00から18:00	3

資料：健康福祉課資料（令和元年4月1日現在）

## ⑦幼稚園の状況

幼稚園数は、私立幼稚園が1件です。

在園児童数をみると、平成27年度以降、10人程度で推移しています。

## ■幼稚園数・幼稚園児数の推移■

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
私立	幼稚園数（園）	1	1	1	1	1
	認可定員数（人）	70	70	70	70	70
	在園児童数（人）	11	13	10	15	8
	就園率（％）	15.7	18.6	14.3	21.4	11.4

資料：平成30年度までは学校基本調査（各年5月1日現在）

令和元年度は健康福祉課資料（令和元年10月1日現在）

## ⑧小学校の状況

小学校数は4件です。

児童数の推移をみると、令和元年度で202人となっており、平成27年以降、200人前後で推移しています。

### ■小学校数・小学校児童数の推移■

(単位：人)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
小学校数（校）	4	4	4	4	4
児童数	207	195	197	197	202
1年生	33	27	38	37	29
2年生	40	31	27	38	37
3年生	28	39	31	26	38
4年生	38	27	39	31	27
5年生	32	39	23	40	31
6年生	36	32	39	25	40

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

## ⑨学校の状況

不登校・いじめの件数の推移をみると、平成30年度においては、小学校のいじめが2件、中学校の不登校が1人報告されています。

### ■不登校・いじめの件数の推移■

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
小学校	不登校（人）	0	1	1	0
	いじめ（件）	1	2	0	2
中学校	不登校（人）	3	4	3	1
	いじめ（件）	0	0	0	0

※いじめについては、本人が不快と感じ申し出た件数

資料：教育総務課資料

## 第2節 アンケート調査に見る現状

### (1) 調査概要

#### ①調査目的

町民の子育ての状況や、今後の利用希望・要望等を把握し、2020年度（平成32年度）からの「川根本町子ども・子育て支援事業計画」次期計画策定に向けた基礎資料とするために、実施しました。

#### ②調査対象

就学前児童：川根本町内在住の就学前児童を持つ保護者

小学校児童：川根本町内在住の小学校児童を持つ保護者

中学生：川根本町内在住の中学生

#### ③調査方法

就学前児童：郵送配布・郵送回収

小学校児童：郵送配布・郵送回収

中学生：施設配布・施設回収

#### ④調査期間

就学前児童：平成31年1月10日（木）～平成31年1月28日（月）

小学校児童：平成31年1月10日（木）～平成31年1月28日（月）

中学生：平成31年1月10日（木）～平成31年1月31日（木）

#### ⑤回収状況

	発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	114	87	87	76.3%
小学校児童	140	102	102	72.9%
中学生	97	94	93	95.9%

#### ⑥報告書を見る際の注意点

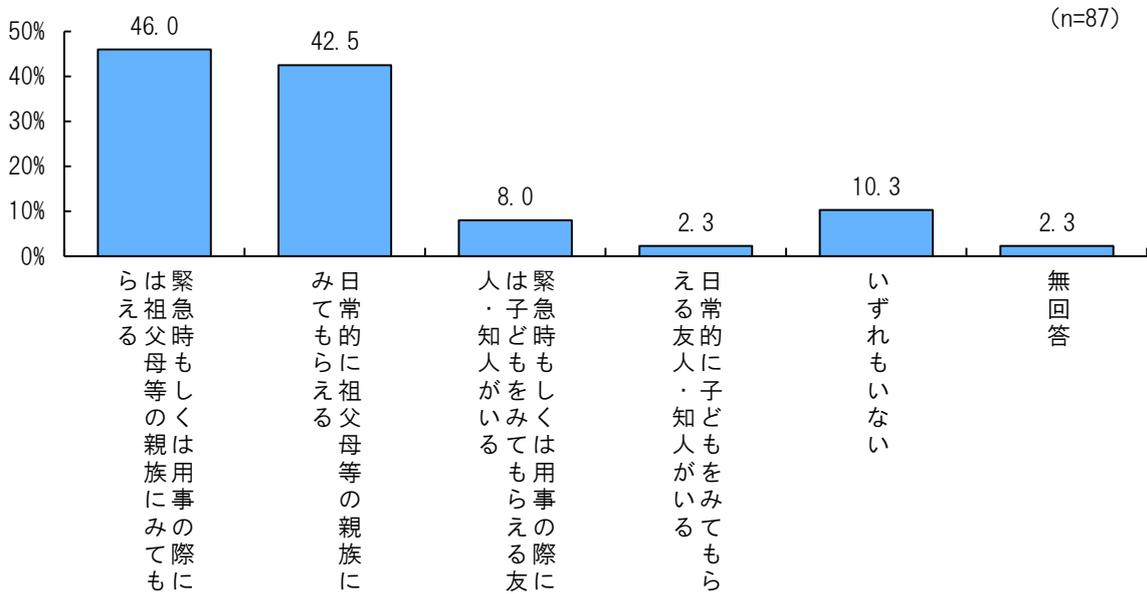
- (1) 基数となるべき実数は調査数nとして記載しています。
- (2) 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。  
そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- (3) 複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

(2) 調査結果【就学前児童】

①子どもをみてもらえる親族・知人の有無

問 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

(○はあてはまるものすべて)

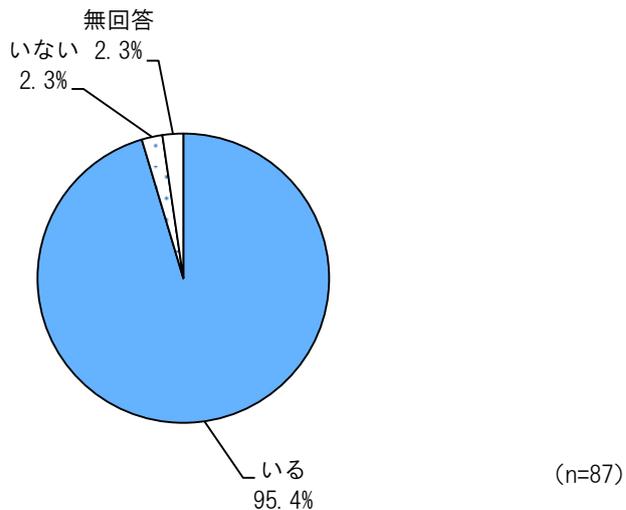


子どもをみてもらえる親族・知人の有無においては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみえてもらえる」が46.0%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみえてもらえる」が42.5%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が8.0%などとなっています。また「いずれもない」が10.3%となっています。

②子育てをする上で相談できる人の有無

問 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。

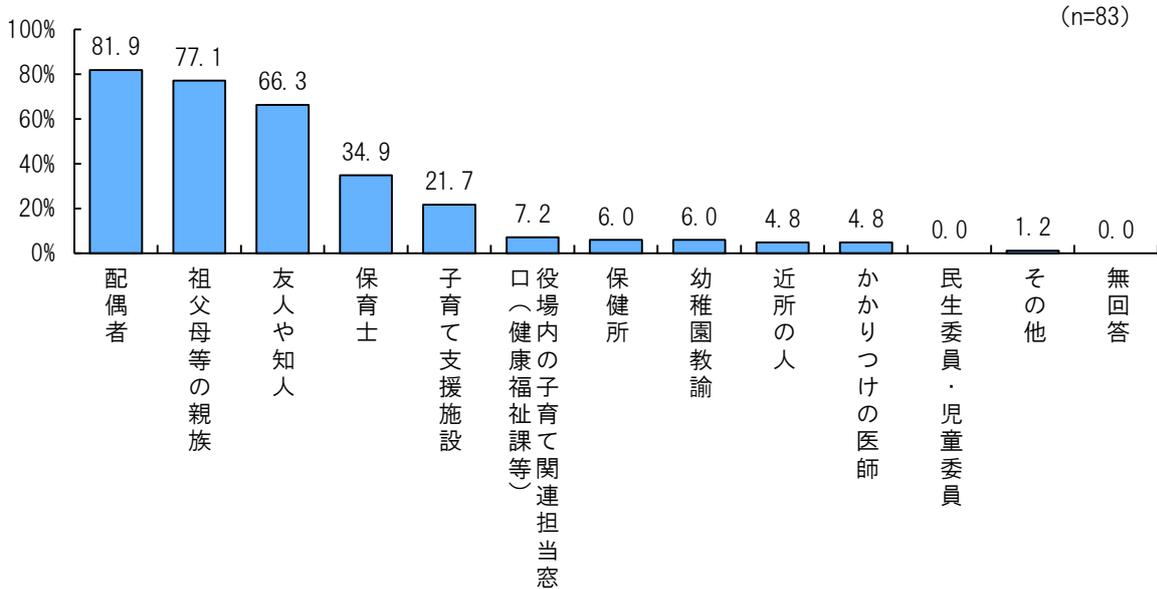
(○は1つだけ)



子育てをする上で相談できる人の有無においては、「いる」が95.4%、「いない」が2.3%となっています。

### ③子育てに関して気軽に相談できる先

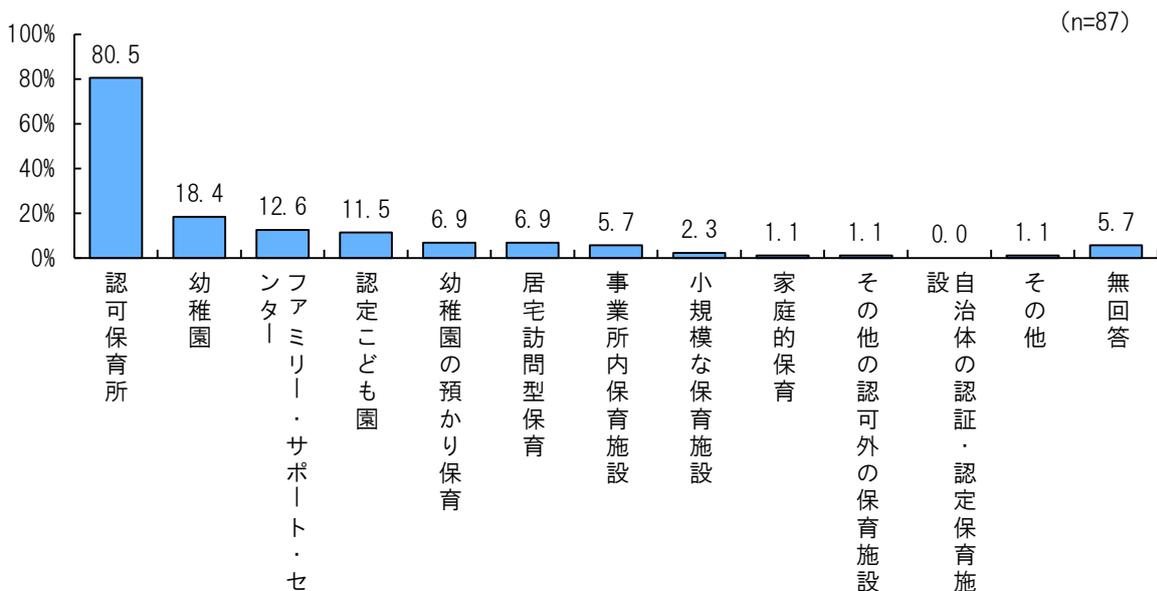
問 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は誰（どこ）ですか。  
（○はあてはまるものすべて）



子育てに関して気軽に相談できる先においては、「配偶者」が81.9%と最も多く、次いで「祖父母等の親族」が77.1%、「友人や知人」が66.3%などとなっています。

### ④定期的に利用したいと考える教育・保育事業

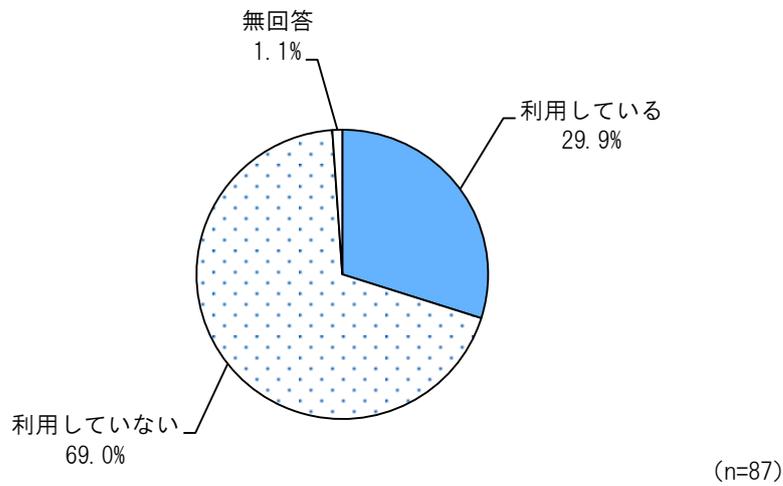
問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。  
（○はあてはまるものすべて）



定期的に利用したいと考える教育・保育事業においては、「認可保育所」が80.5%と最も多く、次いで「幼稚園」が18.4%、「ファミリー・サポート・センター」が12.6%などとなっています。

⑤地域子育て支援拠点事業の利用状況

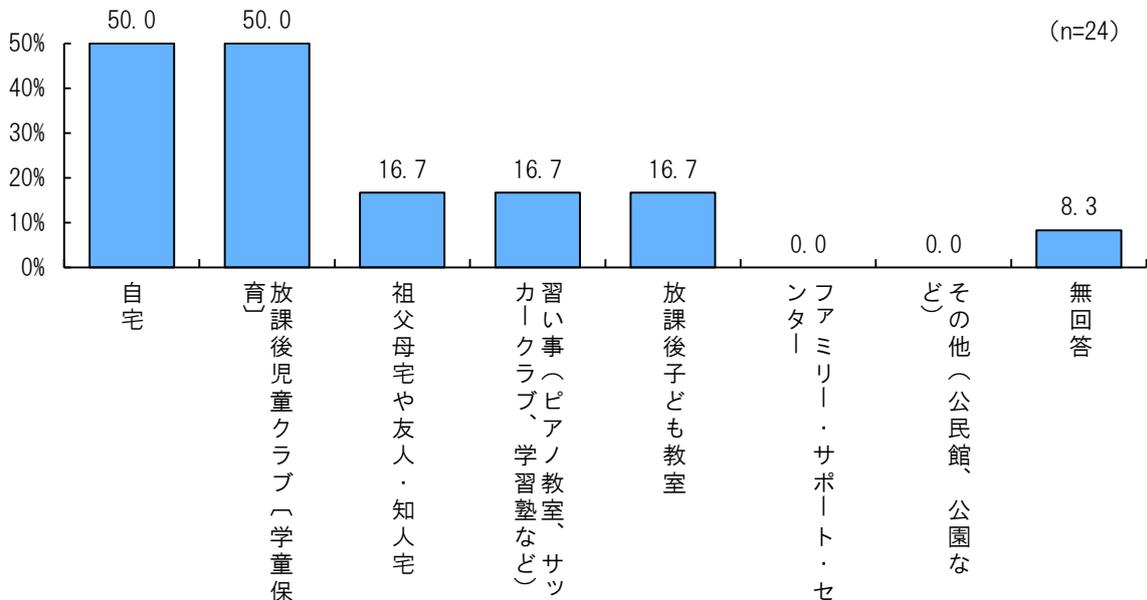
問 あて名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、町内の子育て支援施設は元藤川区の「ひだまり」、地名区の「こもれび」）を利用していますか。（○は1つだけ）



地域子育て支援拠点事業の利用状況においては、「利用している」が29.9%、「利用していない」が69.0%となっています。

⑥小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所

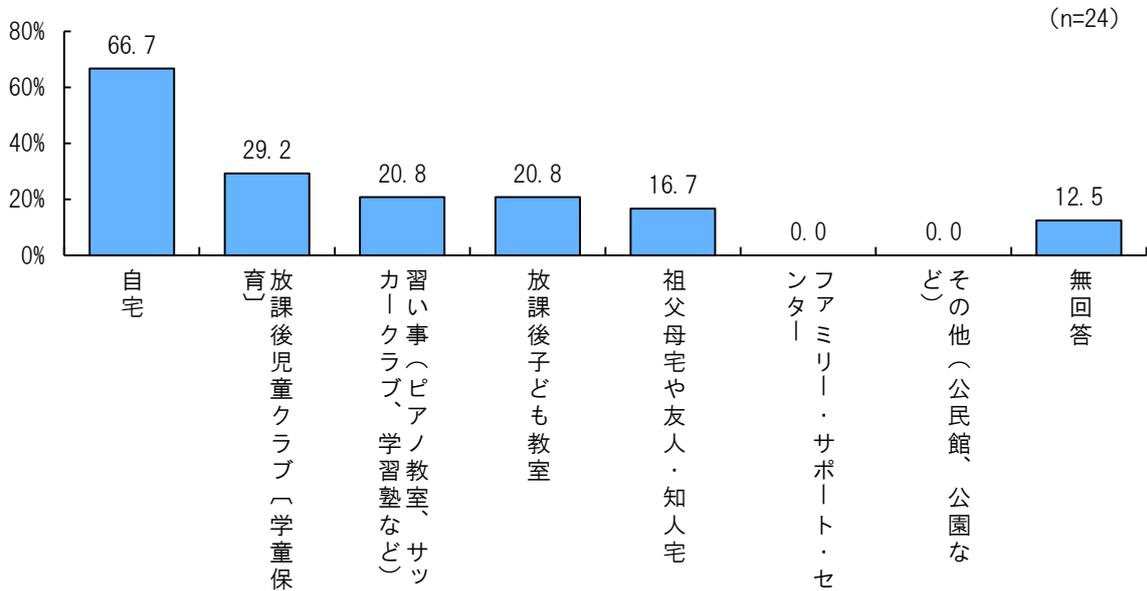
問 あて名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校下校後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（○はあてはまるものすべて）



小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所においては、「自宅」と「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が50.0%と最も多く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「放課後子ども教室」が16.7%、「ファミリー・サポート・センター」と「その他（公民館、公園など）」が0.0%となっています。

⑦ 小学校高学年になったら放課後の時間を過ごさせたい場所

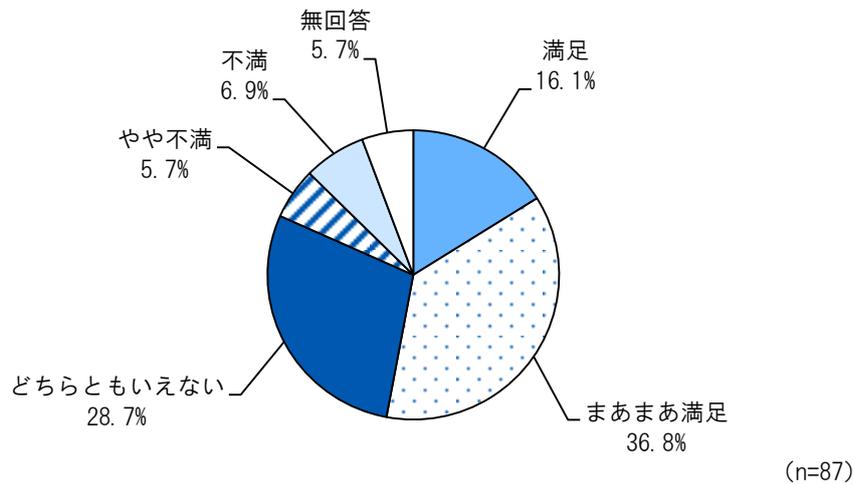
問 あて名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校下校後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。  
（○はあてはまるものすべて）



小学校高学年になったら放課後の時間を過ごさせたい場所においては、「自宅」が66.7%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ [学童保育]」が29.2%、「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」と「放課後子ども教室」が20.8%などとなっています。

⑧ 川根本町における子育て環境や支援の満足度

問 川根本町における子育て環境や支援の満足度をお答えください。（○は1つだけ）

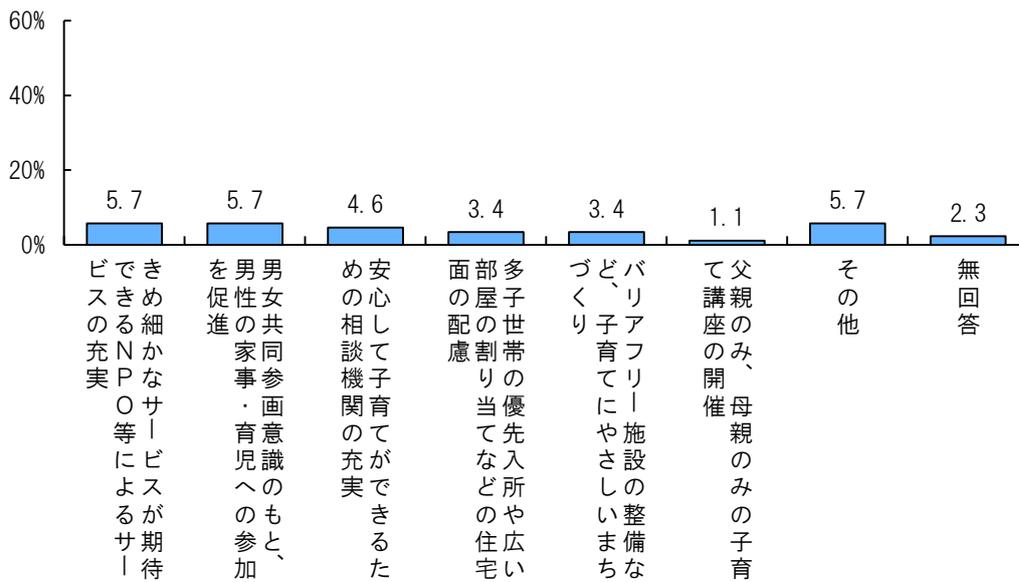
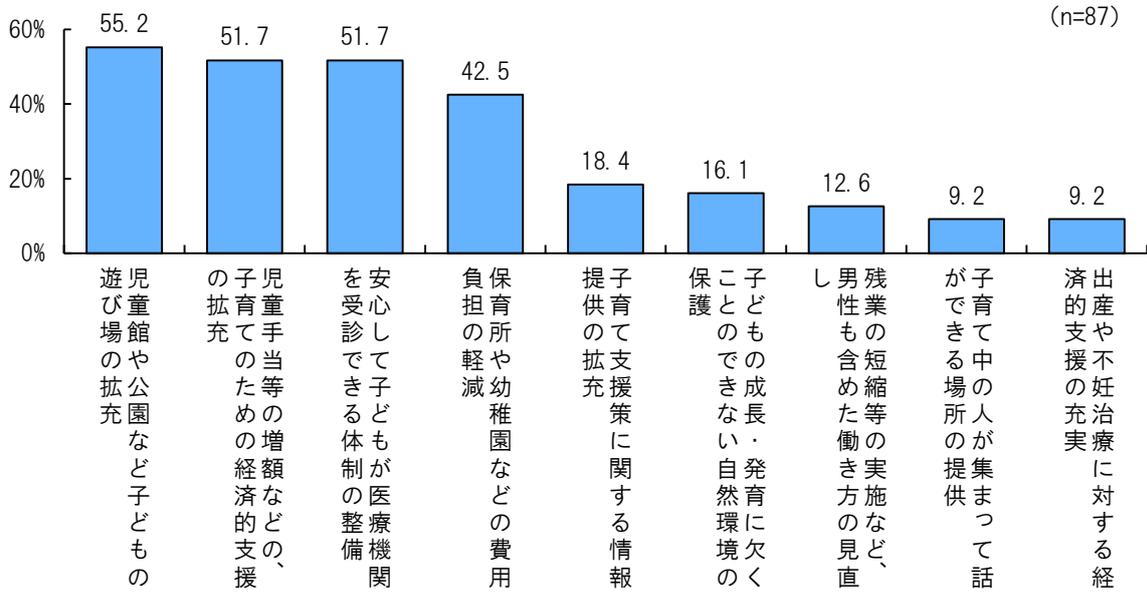


川根本町における子育て環境や支援の満足度においては、「まあまあ満足」が36.8%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が28.7%、「満足」が16.1%などとなっています。

⑨町に対してどのような子育て支援の充実を図って欲しいと期待しているか

問 町に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいと期待していますか。

(○は3つまで)



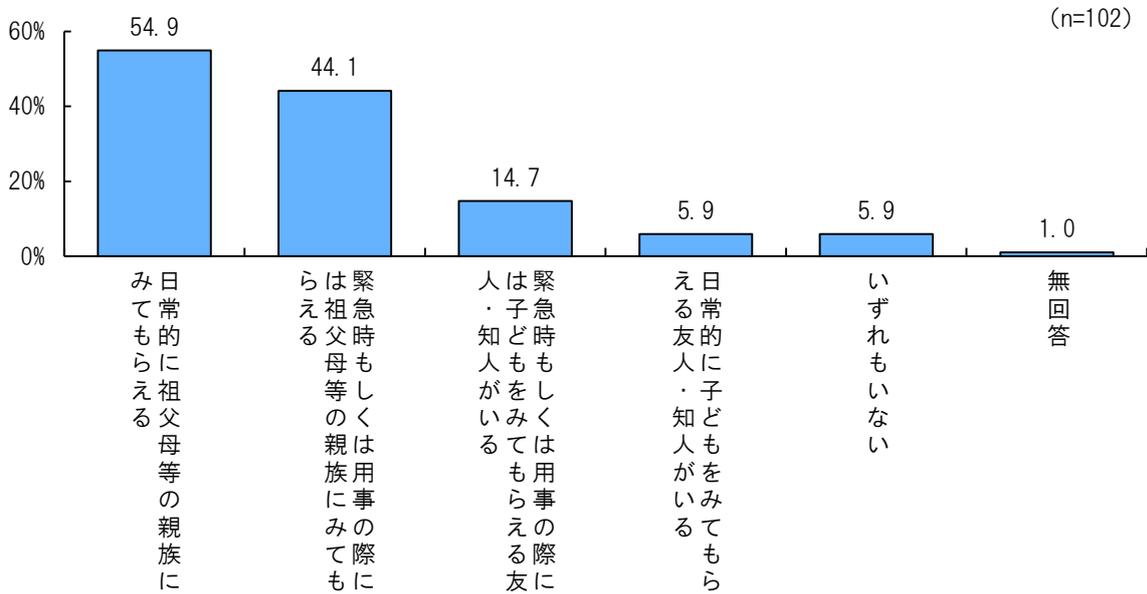
町に対してどのような子育て支援の充実を図って欲しいと期待しているかにおいては、「児童館や公園など子どもの遊び場の拡充」が55.2%と最も多く、次いで「児童手当等の増額などの、子育てのための経済的支援の拡充」と「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」が51.7%、「保育所や幼稚園などの費用負担の軽減」が42.5%などとなっています。

(3) 調査結果【小学校児童】

①子どもをみてもらえる親族・知人の有無

問 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

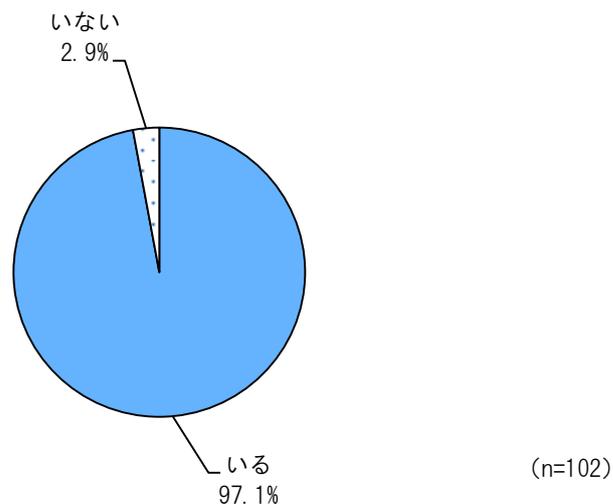
(○はあてはまるものすべて)



子どもをみてもらえる親族・知人の有無においては、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が54.9%と最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が44.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が14.7%などとなっています。

②子育てをする上で相談できる人の有無

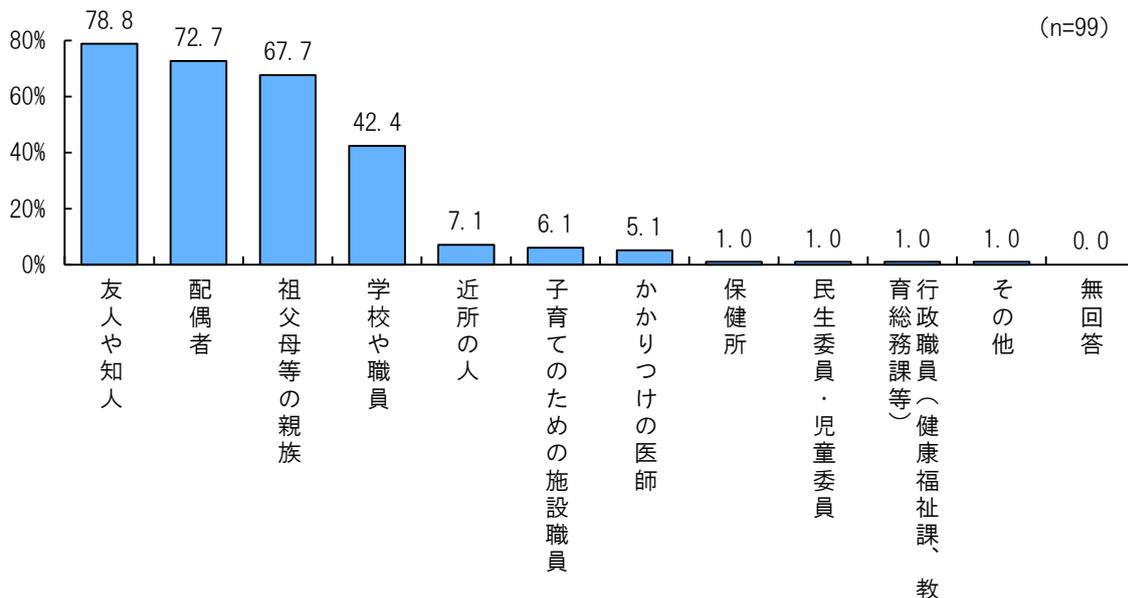
問 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。(○は1つだけ)



子育てをする上で相談できる人の有無においては、「いる」が97.1%、「いない」が2.9%となっています。

### ③子育てに関して気軽に相談できる先

問 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は誰（どこ）ですか。  
 （○はあてはまるものすべて）

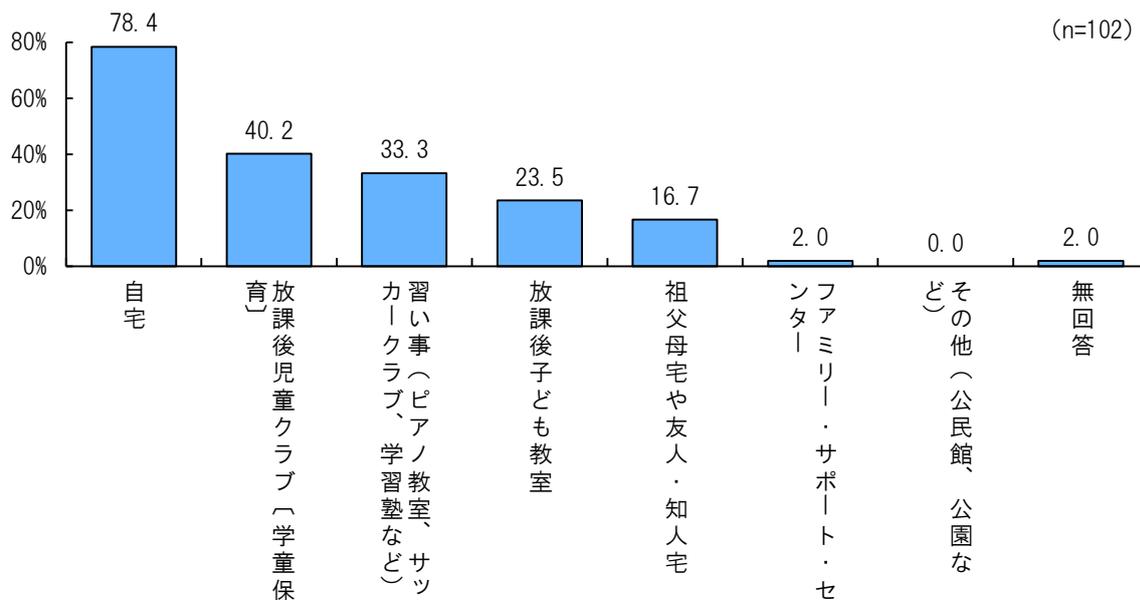


子育てに関して気軽に相談できる先においては、「友人や知人」が78.8%と最も多く、次いで「配偶者」が72.7%、「祖父母等の親族」が67.7%などとなっています。

### ④小学校低学年の間に放課後の時間を過ごしていた、または過ごさせたい場所

問 あて名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のとき、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていましたか。または、過ごさせたいと思いますか。現在の家庭状況を踏まえてお答えください。

（○はあてはまるものすべて）

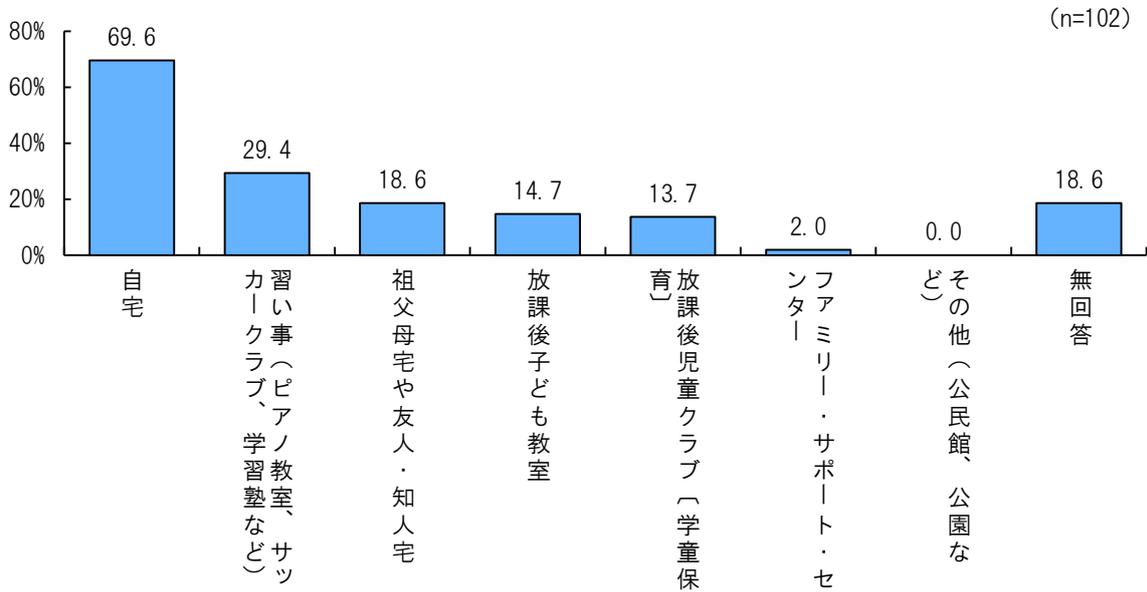


小学校低学年の間に放課後の時間を過ごしていた、または過ごさせたい場所においては、「自宅」が78.4%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が40.2%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が33.3%などとなっています。

⑤ 小学校高学年のときに放課後の時間を過ごしていた、または過ごさせたい場所

問 あて名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）のとき、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていましたか。または、過ごさせたいと思いますか。現在の家庭状況を踏まえてお答えください。

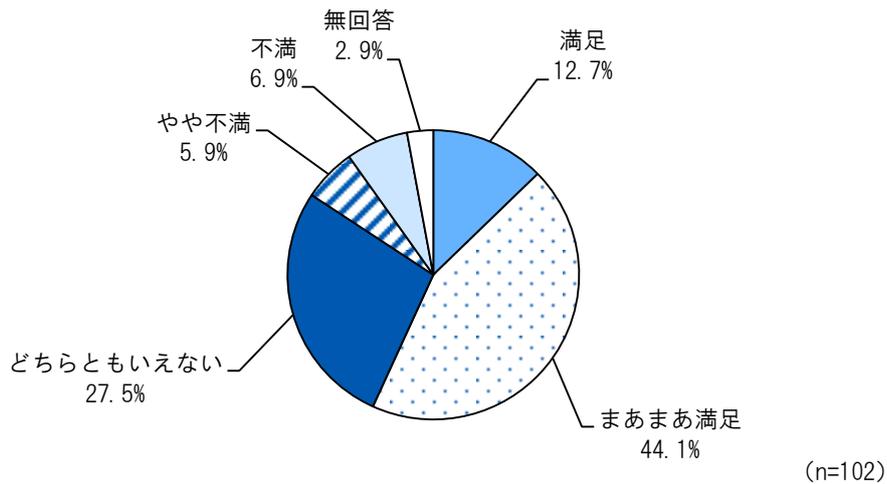
（○はあてはまるものすべて）



小学校高学年のときに放課後の時間を過ごしていた、または過ごさせたい場所においては、「自宅」が69.6%と最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が29.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」が18.6%などとなっています。

⑥ 川根本町における子育て環境や支援の満足度

問 川根本町における子育て環境や支援の満足度をお答えください。（○は1つだけ）

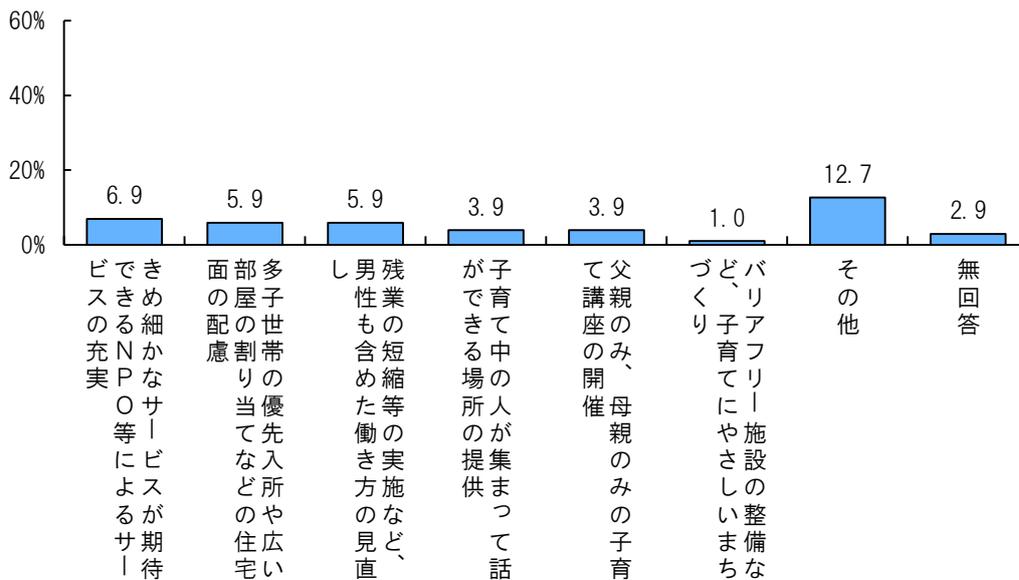
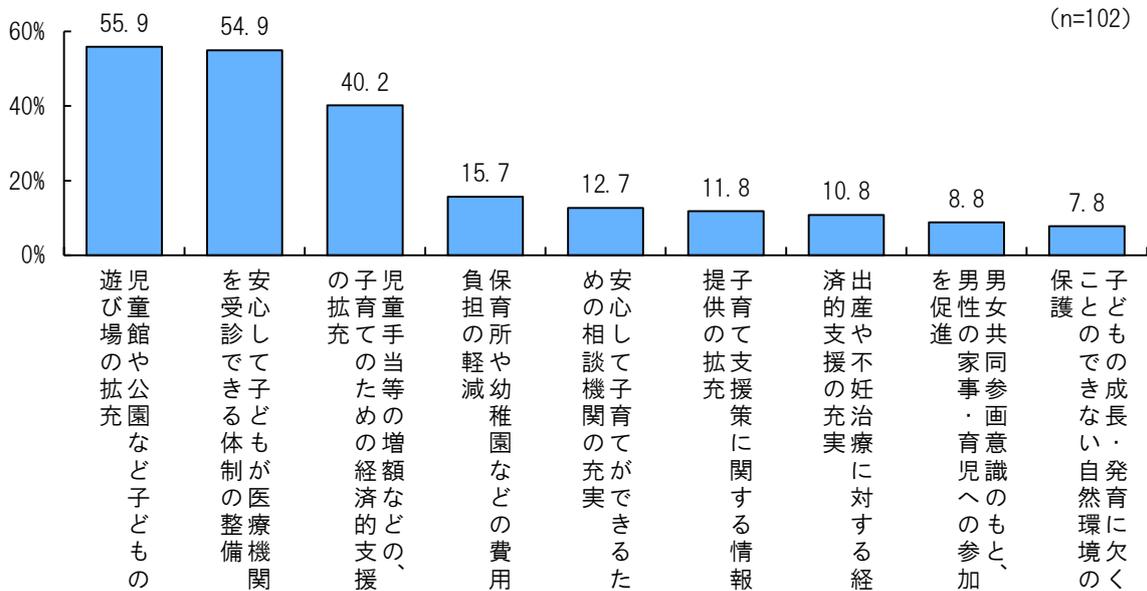


川根本町における子育て環境や支援の満足度においては、「まあまあ満足」が44.1%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が27.5%、「満足」が12.7%などとなっています。

⑦町に対してどのような子育て支援の充実を図って欲しいと期待しているか

問 町に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいと期待していますか。

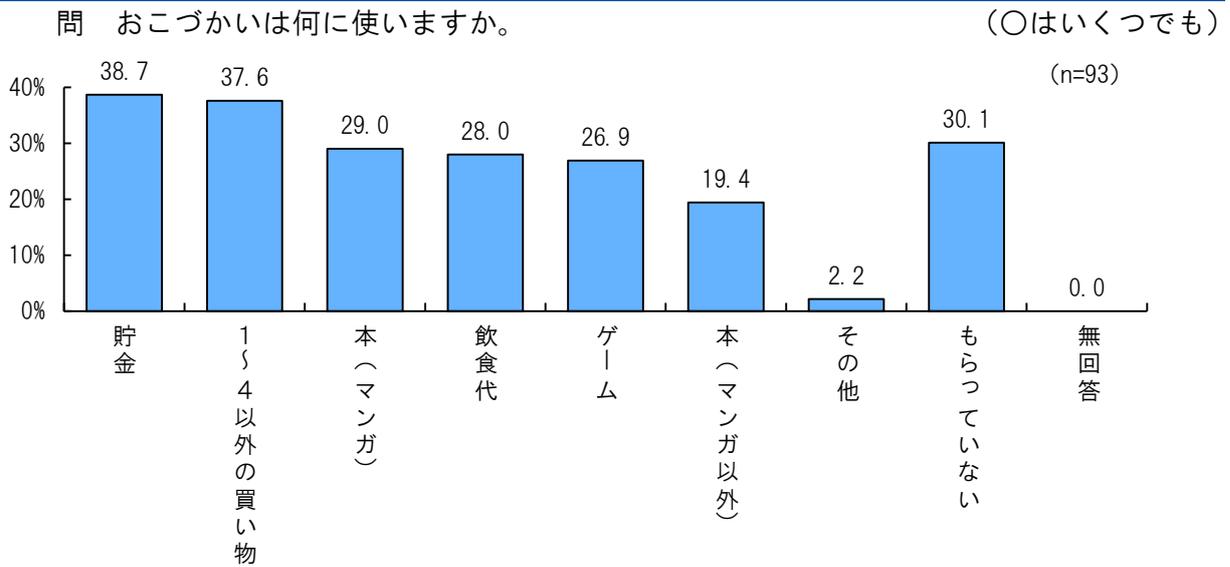
(○は3つまで)



町に対してどのような子育て支援の充実を図って欲しいと期待しているかにおいては、「児童館や公園など子どもの遊び場の拡充」が55.9%と最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」が54.9%、「児童手当等の増額などの、子育てのための経済的支援の拡充」が40.2%などとなっています。

(4) 調査結果【中学生】

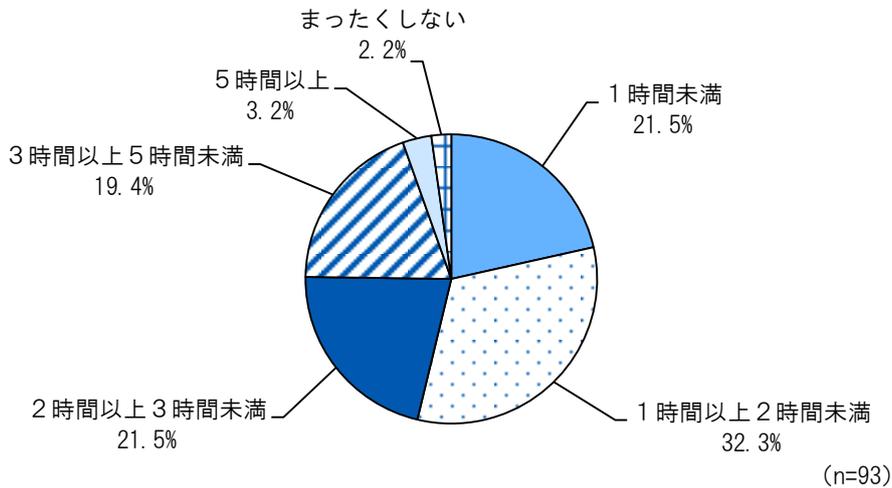
①おこづかいの使途



おこづかいの使途においては、「貯金」が38.7%と最も多く、次いで「1〜4以外の買い物」が37.6%、「本(マンガ)」が29.0%などとなっています。また「もらっていない」が30.1%となっています。

②インターネット利用時間

問 ふだん(平日)、スマートフォン、パソコン、携帯電話、携帯ゲーム機、音楽プレーヤー等を使って、インターネット(ゲーム時間を含む)を利用する時間はどれくらいですか。(○は1つ)

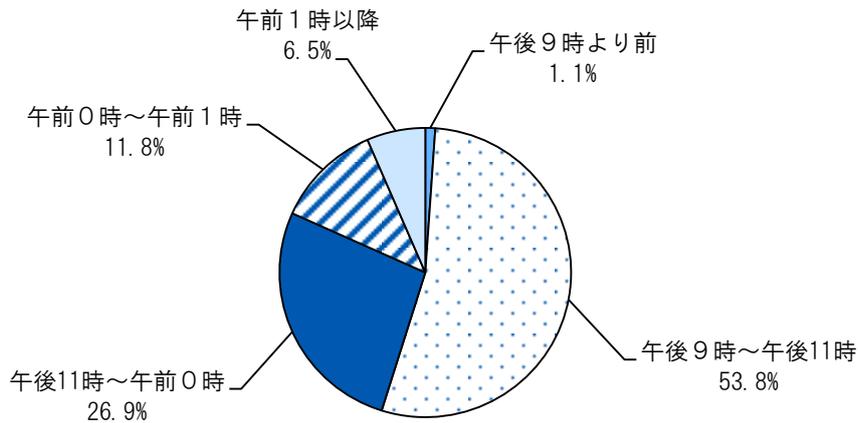


インターネット利用時間においては、「1時間以上2時間未満」が32.3%と最も多く、次いで「1時間未満」と「2時間以上3時間未満」が21.5%、「3時間以上5時間未満」が19.4%などとなっています。

### ③寝る時間

問 ふだん（平日）、だいたい何時ごろ寝ますか。

（○は1つ）



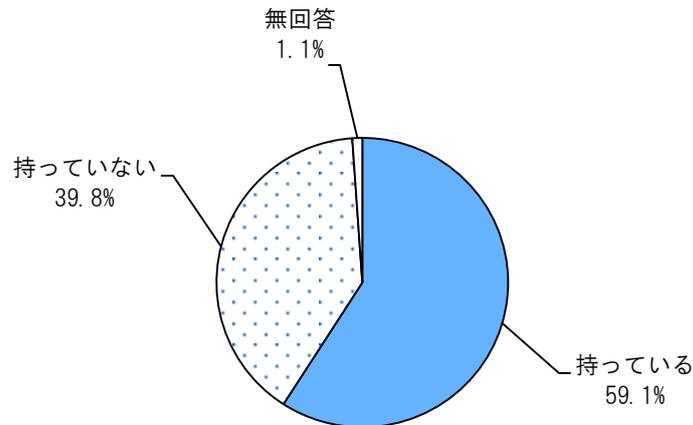
(n=93)

寝る時間においては、「午後9時～午後11時」が53.8%と最も多く、次いで「午後11時～午前0時」が26.9%、「午前0時～午前1時」が11.8%などとなっています。

### ④携帯電話・スマートフォンの所持

問 自分専用の携帯電話やスマートフォンを持っていますか。

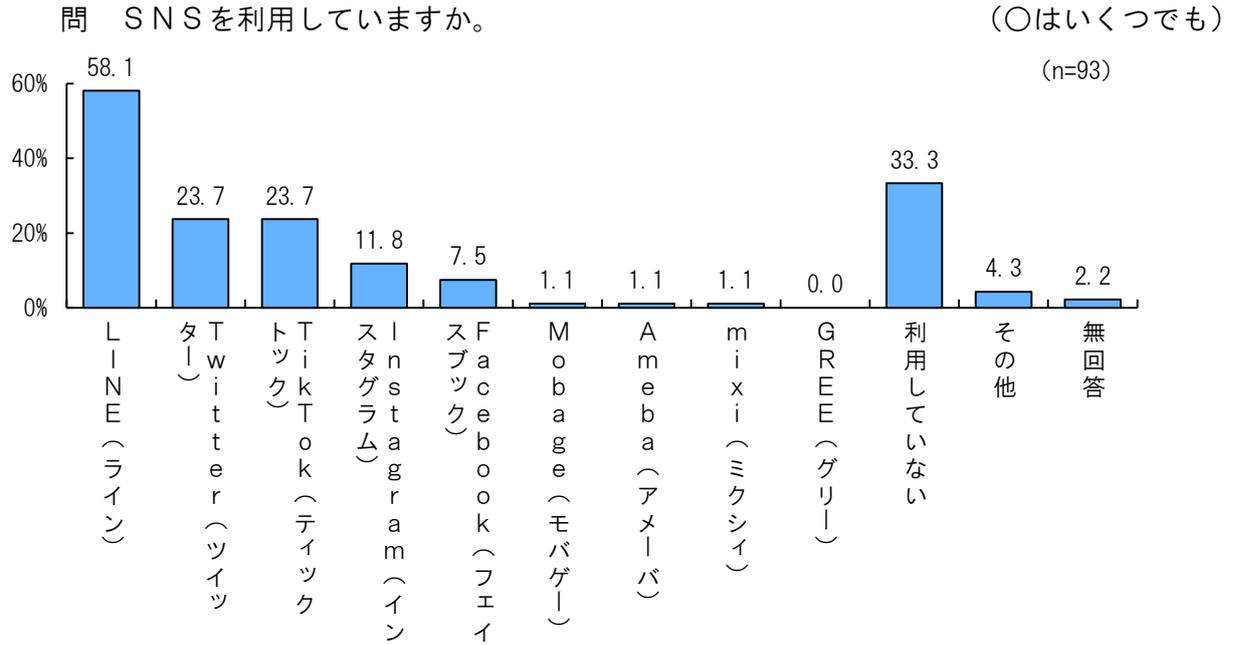
（○は1つ）



(n=93)

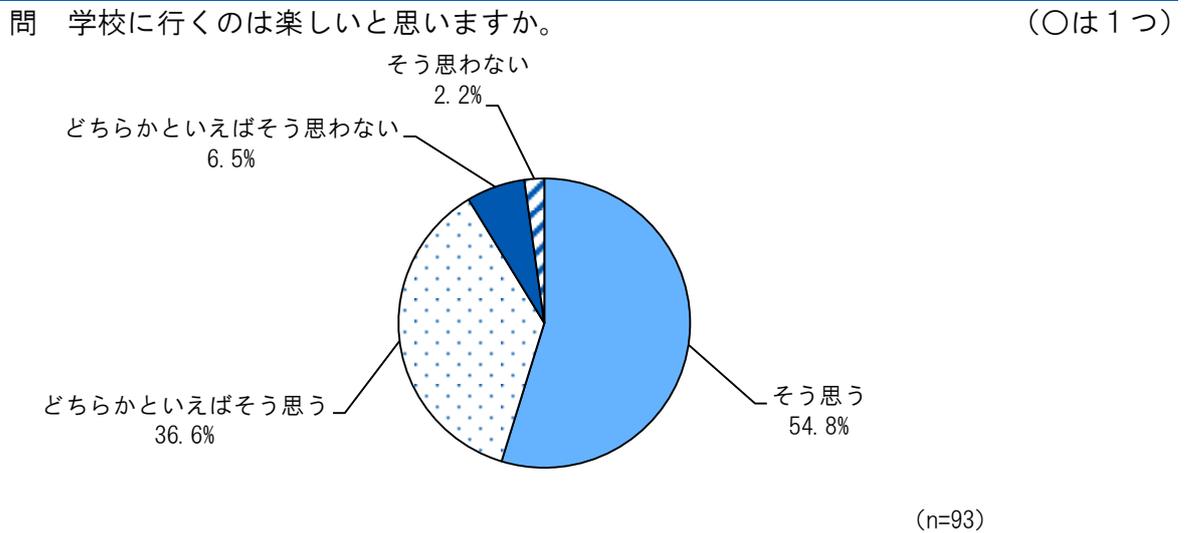
携帯電話・スマートフォンの所持においては、「持っている」が59.1%、「持っていない」が39.8%となっています。

⑤ SNSの利用



SNSの利用においては、「LINE (ライン)」が58.1%と最も多く、次いで「Twitter (ツイッター)」と「TikTok (ティックトック)」が23.7%、「Instagram (インスタグラム)」が11.8%などとなっています。また「利用していない」が33.3%となっています。

⑥ 学校に行くのは楽しいか

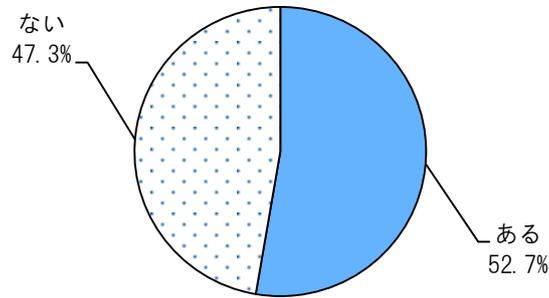


学校に行くのは楽しいかにおいては、「そう思う」が54.8%、「どちらかといえばそう思う」が36.6%、「どちらかといえばそう思わない」が6.5%、「そう思わない」が2.2%となっています。

⑦悩みや心配ごと

問 現在、あなたは悩みや心配ごとがありますか。

(○は1つ)



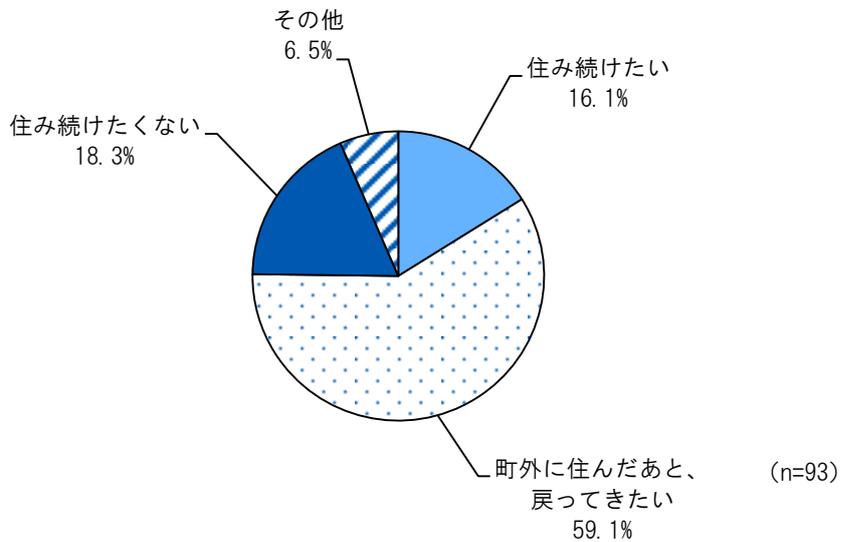
(n=93)

悩みや心配ごとにおいては、「ある」が52.7%、「ない」が47.3%となっています。

⑧川根本町に住み続けたいか

問 大人になっても、今住んでいる地域（川根本町）に住んでいたいと思いますか。

(○は1つ)

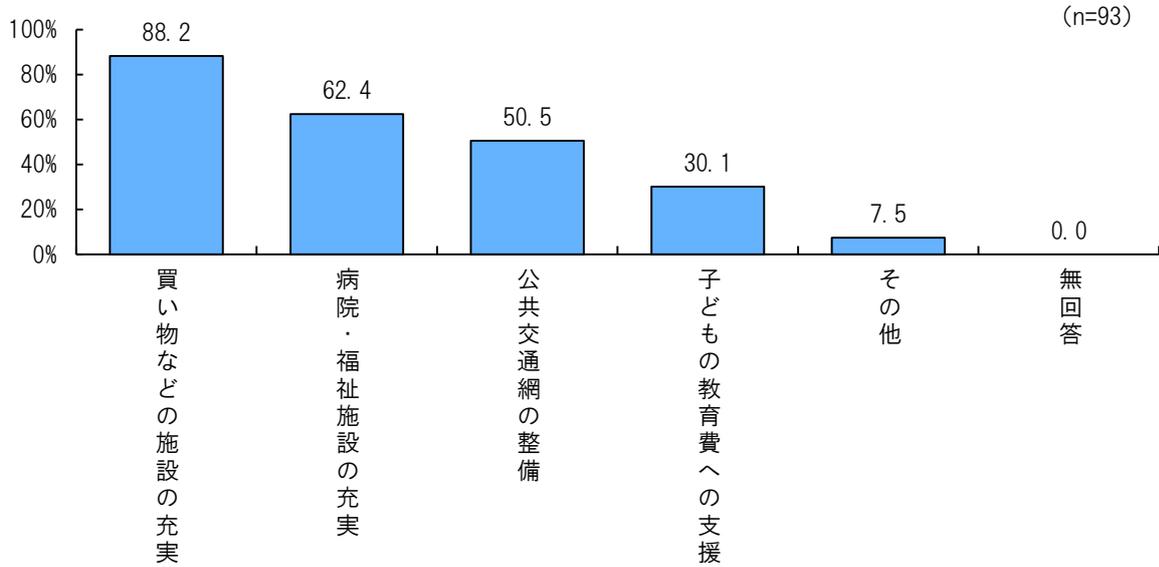


(n=93)

川根本町に住み続けたいかにおいては、「住み続けたい」が16.1%、「町外に住んだあと、戻ってきたい」が59.1%、「住み続けたくない」が18.3%、「その他」が6.5%となっています。

⑨住み続けていくにはどんなサービスが必要か

問 川根本町に住み続けていくには、どんなサービスが充実したら良いと思いますか。  
(〇はいくつでも)



住み続けていくにはどんなサービスが必要かにおいては、「買い物などの施設の充実」が88.2%と最も多く、次いで「病院・福祉施設の充実」が62.4%、「公共交通網の整備」が50.5%などとなっています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

当町では、「豊かな自然に抱かれてかがやく未来～わくわくと 共に育てよう川根本町の子どもたち～」を基本理念として、次世代育成支援計画と子ども・子育て支援事業計画を一体的に策定し、子ども・子育て施策を推進してきました。

平成29年度に策定した第2次川根本町総合計画における、子育て支援の目指す方向性では「自然とのふれあいなど、地域特性を活かした取組をすすめ、結婚・出産・子育てがしやすい環境を作ります」と掲げられており、これまでの基本理念は総合計画における目指す方向性と同じであるといえます。

第2期計画においても、これまでの理念を踏襲し、子ども・子育て施策を更に充実させます。

#### 基本理念

豊かな自然に抱かれてかがやく未来  
～わくわくと 共に育てよう川根本町の子どもたち～

## 第2節 基本目標

基本理念を達成するために、以下の4つを基本目標に掲げ、施策を推進していきます。

### 基本目標1 子ども・子育て支援サービスの充実

---

子育て世帯が安心して子育てをするためには、教育・保育サービスの充実だけではなく、地域との連携や情報環境の整備等、様々なサービスを充実させることが必要です。教育・保育サービスの充実や情報発信・相談支援体制の充実、地域で子育てを支援する環境整備、子どもの健全育成等を推進することを通じて、子育て世帯が必要とする子ども・子育て支援サービスの充実を図っていきます。

### 基本目標2 職業生活と家庭生活との両立の推進

---

ライフスタイルの多様化や家族構成の変化等に伴い、ワーク・ライフ・バランスの推進や男性の子育てへの参画を町全体として取り組んでいく必要があります。多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等や仕事と子育ての両立の推進等を通じて、職業生活と家庭生活との両立を推進します。

### 基本目標3 見守り支援を必要とする児童への対応

---

全ての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく自分らしく暮らすことができるよう支援することが必要です。児童虐待防止対策の推進や厳しい環境に置かれた子どもへの支援、障がい児施策の充実を通じて、見守り支援を必要とする児童を支援していきます。

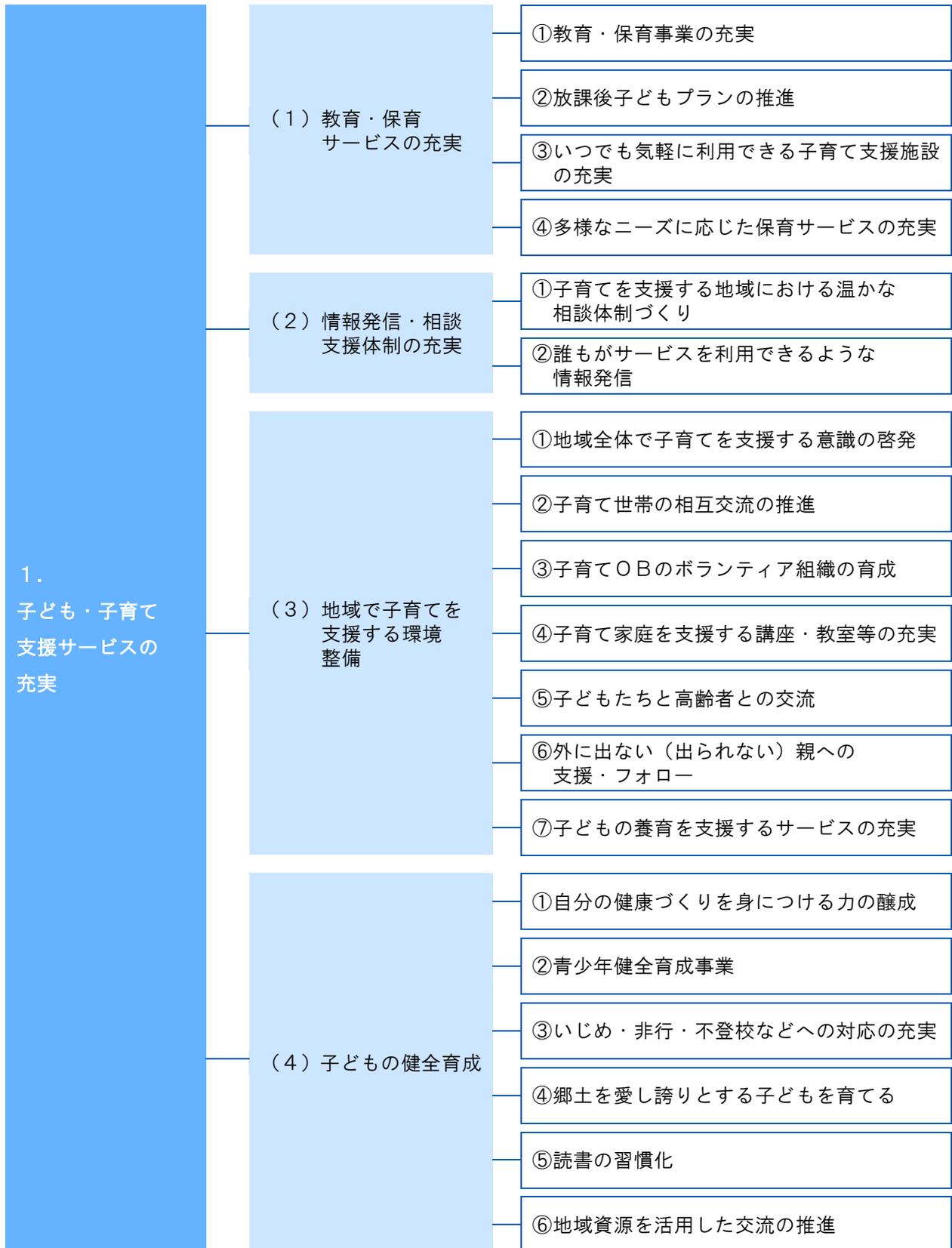
### 基本目標4 子育てができる環境づくり

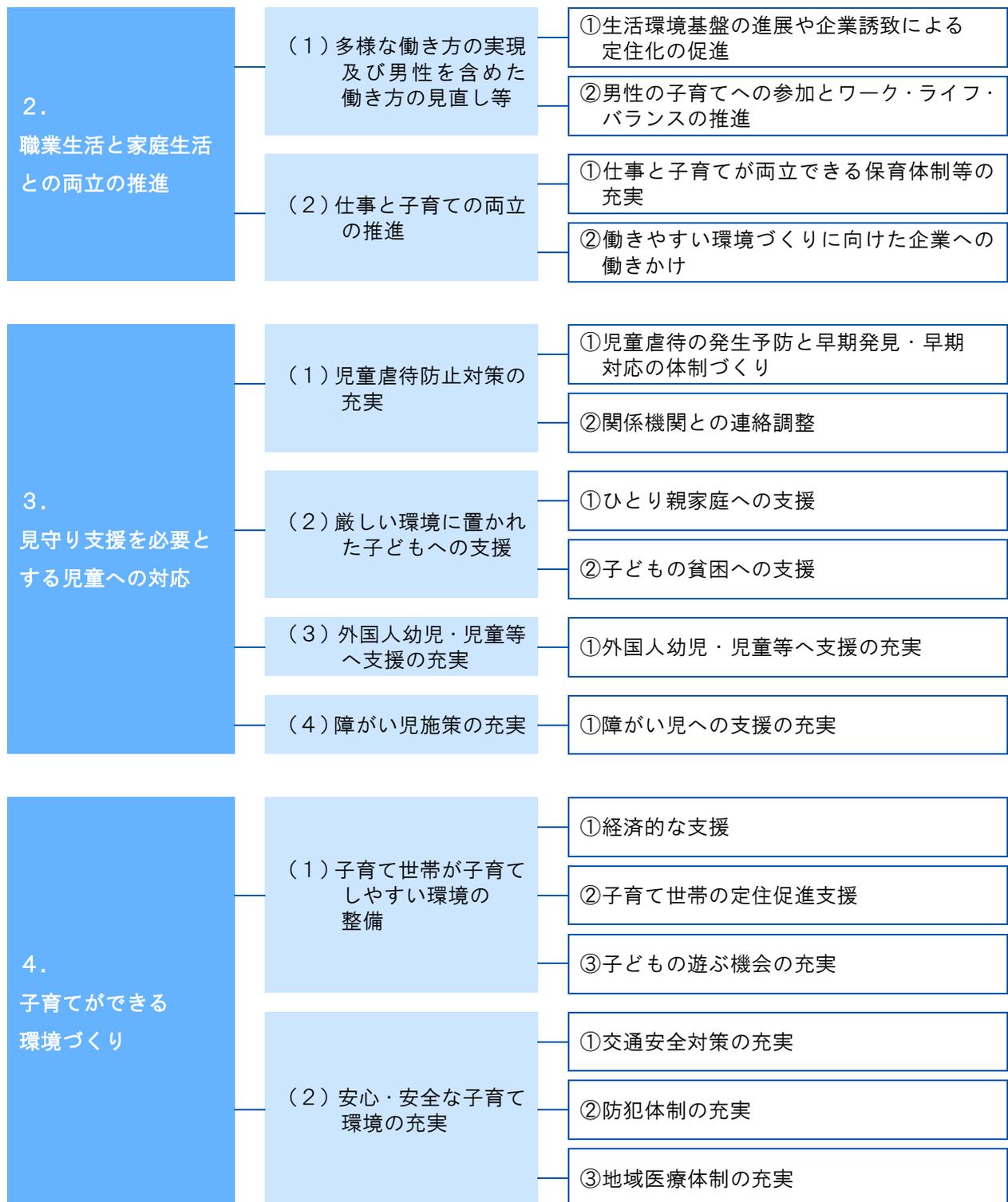
---

子育て世帯への支援や子育てしやすい環境を整備することは、出生数の増加や子育て世帯の定住化につながるため、必要不可欠です。子育て世帯が子育てしやすい環境の整備や安心・安全な子育て環境の充実を通じて、子育てができる環境づくりを推進します。

### 第3節 施策の体系

■体系図■





## 第4章 推進施策

### 第1節 子ども・子育て支援サービスの充実

#### (1) 教育・保育サービスの充実

##### ①教育・保育事業の充実

町民のニーズを把握しながら、教育・保育施設のサービス向上に努めていきます。

##### ◆ 保育サービスの充実

町民ニーズの把握や苦情解決第三者委員の設置等を通じて、保育サービスの充実に努めます。

##### ◆ 教育・保育施設の整備

安全かつ過ごしやすい環境を実現するために、施設整備を行います。

##### ◆ 民間事業者との連携

町内民間事業者と連携し、教育・保育サービスを充実させます。

##### ◆ 教育・保育人材の資質向上・確保

研修実施等を通じて、教育・保育人材の資質向上を図るとともに、人材確保にも取り組めます。

##### ②放課後子どもプランの推進

放課後子どもプランに基づき、就学児童を対象とした「生活の場」である放課後児童クラブと全ての児童を対象とした学びの場である「放課後子ども教室」を相互の連携を図りながら実施します。

##### ◆ 放課後児童クラブの実施

保護者の就労等の理由により、放課後、家庭で保育できない児童の健全育成を目的とした放課後児童クラブを町内2か所で実施します。また、研修等を通じて支援員の資質の向上を図ると共に、放課後児童クラブについて広報やホームページ、かわねフォン等を通じて周知します。

##### ◆ 放課後子ども教室の実施

放課後、子どもが安全に様々な学びや体験ができる居場所として、放課後子ども教室を実施します。

##### ◆ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携

放課後児童クラブの登録児童が放課後子ども教室に参加できる機会を創出するとともに、一体提供に向けた取組を推進していきます。

### ③いつでも気軽に利用できる子育て支援施設の充実

---

気軽に来場しやすい環境の整備や町民ニーズの把握を通じて、子育て世帯が楽しむことができ、また交流ができる子育て支援施設を実現していきます。

- ◆ 子育て支援施設の充実

- 町民のニーズを把握しながら、親子で楽しめるイベントやサービスの充実を図り、気軽に来場しやすい環境を整備します。

- ◆ 子育て世帯が交流できる機会の提供

- 子育て支援施設等で子育て世帯が交流できるイベントや空間の提供を図ります。

### ④多様なニーズに応じた保育サービスの充実

---

町民のニーズを把握し、様々なライフスタイルの子育て世帯を支援する保育サービスを提供します。

- ◆ 休日保育の実施

- ゴールデンウィーク等の長期休暇中に休日保育事業を実施します。

- ◆ 延長保育の実施

- 短時間保育の利用者への延長保育を町内3保育園で実施します。

---

## (2) 情報発信・相談支援体制の充実

---

### ① 子育てを支援する地域における温かな相談体制づくり

---

子どもに関する関係各課を中心に、子育て支援施設、学校、地域住民と連携・協力し、子育てを温かく見守り支援する相談体制を整備します。

◆ 教育相談員による相談の実施

教育相談員を配置し、保育園、幼稚園、小学校、中学校の巡回指導や相談業務を実施します。

◆ 相談員や主任児童委員等の資質の向上

子育ての相談に携わる相談員や主任児童委員等の研修・育成に取り組みます。

◆ 相談体制の充実

子どもに関する関係各課を中心に訪問相談やメール相談等を実施し、相談しやすい体制の整備に努めます。

◆ 切れ目のない支援体制の充実

令和2年度設置予定の子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援をワンストップで実施する体制を整備します。

### ② 誰もがサービスを利用できるような情報発信

---

子育て支援サービスや子育て支援に関する情報を一元的に把握し、様々な情報媒体を活用し、町民に情報を提供します。

◆ 広報誌やICTを活用した子育て支援情報の提供

広報誌やホームページ、かわねフォン等を活用し、子育て支援情報を町民に提供します。

---

### (3) 地域で子育てを支援する環境整備

---

#### ①地域全体で子育てを支援する意識の啓発

---

地域全体で子育てを支援していくために、子育て家庭だけでなく、幅広く地域で子育てを支援する意識に関する啓発を実施します。

- ◆ 子育て支援事業やイベント開催時における子育て意識の啓発  
| 子育て支援施設での事業やイベント開催時に民生委員・児童委員や地域住民と連携し、子育て意識の啓発を行います。
- ◆ 広報誌等を活用した意識啓発  
| 広報誌やホームページに子育て意識の啓発に関する情報を掲載することで、子育て意識の啓発を図ります。

#### ②子育て世帯の相互交流の推進

---

育児が孤立しないように、また親が自立した子育てができるように、子育て世帯の相互交流を推進します。

- ◆ 子育てに関する情報交換の場の提供  
| 気軽に利用しやすい子育て支援施設の整備や、子育て世帯を対象とした事業やイベントの充実を通じて、子育て世帯が情報交換できる機会の充実に努めます。

#### ③子育てOBのボランティア組織の育成

---

子育てOBの町民の協力得ながら、子育てOBボランティア事業を実施し、子育て世帯を支援し、多様化する子育てニーズに対応します。

- ◆ 子育てOBボランティアの実施  
| 社会福祉協議会における短時間の託児に対応した託児ボランティア等、子育てを支援するボランティア事業を実施します。
- ◆ 子育てOBボランティアの充実  
| 子育てを支援する子育てOBボランティアの募集や講習の実施等を通じて子育てOBボランティアの人員確保及び資質の向上に努め、子育てOBボランティア事業の充実を図ります。

#### ④子育て家庭を支援する講座・教室等の充実

---

子育て家庭を支援する講座や教室の充実に努めるとともに、土曜日や日曜日の開催も行うことで、参加しやすい環境を整備します。

◆ 子育て講座・子育て教室の充実

親子ふれあい教室や育児教室等の子育て家庭を支援する各種講座の充実に努めます。

◆ 子育て関連事業の土曜日・日曜日の開催

小児すこやか講座の土曜日開催等、子育て関連事業を土曜日・日曜日に開催できるよう取り組みます。

#### ⑤子どもたちと高齢者との交流

---

高齢者の子育て意識を高めるために、保育所・幼稚園と高齢者施設が連携し、子どもたちと高齢者が交流できる場を充実させます。

◆ 高齢者施設との連携による高齢者との交流

デイサービスセンターや特別養護老人ホーム等と連携し、高齢者施設で行われるイベントに子どもたちが参加し、交流できる機会を充実させ、高齢者の子育てに対する意識を高めます。

#### ⑥外に出ない（出られない）親への支援・フォロー

---

訪問指導の実施や専門家による相談支援等を充実させることで、外に出ない（出られない）子育てに悩む母親へのきめ細かな支援・フォローを行います。

◆ 訪問支援の実施

産後一ヶ月以内に、育児上重要な事項の指導を目的として、助産師や保健師が自宅に訪問する新生児訪問を実施します。

◆ 産後うつの予防

新生児訪問や定例乳幼児相談等を通じて、産後うつ傾向の早期発見・早期支援を行います。

◆ 電話確認の実施

健康診査欠席者に対して電話連絡を行い、状況確認や次回の健康診査の案内の連絡を行います。

## ⑦子どもの養育を支援するサービスの充実

---

一時預かりの実施や養育支援訪問・相談等の子育て世帯のライフスタイルに合わせた支援を充実させることで、子育て世帯の養育を支援していきます。

### ◆ 一時預かり事業

町内の教育・保育施設（幼稚園1園、保育園3園）で一時預かり事業を実施します。

### ◆ 養育支援訪問・相談の実施

保健師・助産師・保育士等が自宅に訪問し、養育に関する指導、助言等を行う養育支援訪問や養育支援相談事業を実施します。

---

## (4) 子どもの健全育成

---

### ①自分の健康づくりを身につける力の醸成

---

健康づくりに関する正しい知識の習得や健康習慣の定着化、健康な歯を保つための支援等を行うことで、健康づくりを身につける力を子どもたちが得られるように支援します。

◆ 健康づくりに関する意識の啓発

正しい食習慣や運動習慣などの健康づくりに関わる意識啓発を実施します。

◆ 歯科保健事業の推進

健康な歯を子どもの頃から作り上げるために、歯科検診や指導、フッ化物洗口や塗布、歯科相談の実施等の歯科保健事業を推進します。

### ②青少年健全育成事業

---

子どもの健全育成を支援する見守り活動やインターネット・SNS等に関する情報教育や講習会等を実施します。

◆ 青少年の健全育成

夏季、冬季の青少年一斉補導の実施等を通じて、子どもたちの見守りを行います。

◆ インターネットの有害情報やメディア依存に関する情報教育

インターネット・SNS等のメディアの有益性と危険性についての授業の実施や、保護者向け講習会等を実施します。

### ③いじめ・非行・不登校などへの対応の充実

---

いじめ・非行・不登校、虐待など、子どもを取り巻く様々な問題を解決するために、地域と協力した支援体制や専門協議会を開催します。

◆ 地域支援ネットワーク体制の整備

いじめ・非行・引きこもり・不登校問題等に対して、主任児童委員をはじめとする地域の人的資源を活用したネットワークづくりを行います。

◆ 要保護児童連絡協議会の開催

いじめ・非行・引きこもり・不登校のほか、虐待案件の解決を検討する要保護児童連絡協議会を開催します。

#### ④郷土を愛し誇りとする子どもを育てる

---

郷土の素晴らしい環境や自然、歴史・文化等を年代を問わず学ぶことができる機会を創出することで、郷土を愛し誇りとする町民を育てます。

◆ 子どもの郷土愛を育む活動の実施

子どもの郷土愛を育むために、町内の自然や産業、伝統文化等を知る「ふるさと発見団」を実施します。

◆ 大人の郷土愛を育む活動の実施

町内の自然や歴史、文化について学ぶことができる「すこやか大学」や「むつみ学級」を実施します。

#### ⑤読書の習慣化

---

親と子どもが本を通じて触れ合う機会を提供するとともに、子どもたちの成長の節目に本を贈呈することで、町民全体の読書週間の定着化を図ります。

◆ ブックスタート・ブックステップ事業の実施

定例乳幼児相談の際にブックスタート、3歳児健診の際にブックステップ事業等を実施します。また、小学1年生、中学2年生を対象にしたブックステップ事業も実施します。

#### ⑥地域資源を活用した交流の推進

---

地域の若者が中心となった地域資源を活用した事業を実施することで、若者の交流機会を創出します。

◆ 交流イベントの実施

ふれあいや縁結びに関する事業を実施し、地域の若者の交流機会の場づくりを推進します。

## 第2節 職業生活と家庭生活との両立の推進

### (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

#### ①生活環境基盤の進展や企業誘致による定住化の促進

I C Tを活用した企業誘致やテレワークの推進等を通じて、町内に様々な雇用を創出し、若者の定住化を促進します。

##### ◆ 企業誘致とテレワークの推進

町内に様々な業種と時間や場所を選ばない働き方を創出するために、サテライトオフィスの誘致やテレワークの推進を実施します。

#### ②男性の子育てへの参加とワーク・ライフ・バランスの推進

男女共同参画に関する啓発の実施や、ワーク・ライフ・バランスに関する先進事例の収集及び提供を通じて、男性の子育て意識を高めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

##### ◆ 男性の子育て参加促進への働きかけ

男女共同参画に関する講演会等を実施し、男性の子育てへの参加意識を高めます。

##### ◆ 企業情報の収集と提供

ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業等の先進事例の情報の収集と提供に努めます。

---

## (2) 仕事と子育ての両立の推進

---

### ①仕事と子育てが両立できる保育体制等の充実

---

保育体制の充実やボランティアの協力を得る等により、仕事と子育ての両立に向けた支援を行います。

◆ 保育体制の充実

子育て世帯のニーズを把握しながら、一時預かりや延長保育等を充実させます。

◆ 子育てOBボランティアの実施（再掲）

社会福祉協議会における短時間の託児に対応した託児ボランティア等、子育てを支援するボランティア事業を実施します。

### ②働きやすい環境づくりに向けた企業への働きかけ

---

ワーク・ライフ・バランスの実現や性別に関係なく働きやすい環境を実現するために、企業への働きかけや先進事例の情報収集及び情報提供を行います。

◆ 企業への働きかけの実施

育児休暇の取得や女性の労働体制の充実、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進していくために、町内企業への働きかけを行います。

◆ 企業情報の収集と提供（再掲）

ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業等の先進事例の情報の収集と提供に努めます。

## 第3節 見守り支援を必要とする児童への対応

### (1) 児童虐待防止対策の充実

#### ①児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応の体制づくり

要保護児童等対策地域協議会の設置や養育支援訪問事業等を通じて、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応の体制を整備します。

◆ 要保護児童等対策地域協議会の設置

乳幼児や児童に対する虐待の未然防止のために、要保護児童等対策地域協議会を設置します。

◆ 主任児童委員の資質向上

県や川根本町民生委員・児童委員協議会が主催する研修へ主任児童委員が参加することで、主任児童委員の資質向上を図ります。また、主任児童委員が新生児訪問への同行や、保育園や小中学校の行事に参加することで、相談しやすい環境づくりに努めます。

◆ 養育訪問事業の実施

新生児訪問や母子手帳交付の際等に、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげます。

◆ 体罰によらない子育ての推進

教育・保育機関や地域と連携し、体罰によらない子育ての啓発等を行います。

#### ②関係機関との連絡調整

児童相談所や庁内関係各課、医療機関等との連携を強化するとともに、地域との連携も強化することで児童虐待の防止及び早期発見・早期対応の体制を整備します。

◆ 児童相談所との連携

児童相談所が実施する研修への参加や情報交換を行うことで、児童相談所との連携を強化します。

◆ 地域との連携

地域で虐待を発見し、連絡があった際は、調整を行い適切な支援につなげます。

◆ 関係各課、医療機関との連携

庁内関係各課や医療機関との連携を強化し、虐待の未然防止及び早期発見・早期対応につなげます。

---

## (2) 厳しい環境に置かれた子どもへの支援

---

### ①ひとり親家庭への支援

---

自立促進に関する事業の実施や相談支援体制を充実させることで、ひとり親家庭の自立促進等の各種支援を充実させます。

◆ 自立促進事業の実施

母子家庭医療費助成制度や児童扶養手当の支給等を通じて、ひとり親家庭の自立を促進します。

◆ 相談体制・情報提供体制の充実

ひとり親家庭に対する相談体制及び情報提供体制を充実します。

### ②子どもの貧困への支援

---

要保護児童の早期発見・早期支援体制の充実を図るとともに、経済的な支援を実施する等を通じて、子どもの貧困への支援を行います。

◆ 関係機関との連携

関係機関や教育・保育施設等との連携を強化することで、要保護児童の早期発見・早期支援につなげます。

◆ 学用品費や給食費等の援助

要保護児童・生徒に就学援助費及び特別支援教育就学奨励費（学用品・給食費等）を支給するとともに、地区民生委員・児童委員やホームページを通じて事業を周知します。

---

### (3) 外国人幼児・児童等へ支援の充実

---

#### ①外国人幼児・児童等へ支援の充実

---

海外から帰国した幼児や外国人幼児等が、安心して教育・保育事業等が利用できるよう、支援を行います。

◆ 保護者や教育・保育施設への支援

海外から帰国した幼児や外国人幼児等が利用する教育・保育施設や保護者に対して、外国語に関する支援に努めます。

---

### (4) 障がい児施策の充実

---

#### ①障がい児への支援の充実

---

障がい児福祉計画に基づき、障がい福祉サービスを充実させることで、障がい児を支援します。

◆ 障がい福祉サービスの充実

様々な障がいのある子どもに対する訪問介護、短期入所、児童デイサービス等の障害福祉サービスを、障がい児福祉計画に基づいて充実させます。

## 第4節 子育てができる環境づくり

### (1) 子育て世帯が子育てしやすい環境の整備

#### ①経済的な支援

児童手当やこども医療費等の支給により、子育て世帯への経済的な支援を行います。

◆ 児童手当の支給

中学校卒業前までの児童を養育する保護者に対し、児童手当を支給します。

◆ こども医療費等の支援

高校卒業前までの児童を対象に医療費助成を行います。

◆ 幼児教育・保育の無償化

国の方針及び基準に合わせて、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児、住民税非課税世帯の0歳から2歳児の幼児教育・保育料を無償化します。

#### ②子育て世帯の定住促進支援

川根本町で子どもを産み育てる子育て世帯を増やすために、結婚・出産祝い金や若者定住促進住宅等の定住促進支援を行います。

◆ 結婚・出産祝い金の支給

結婚・出産時の支援として結婚・出産祝い金を支給します。

◆ 若者定住促進住宅の維持管理

若者定住促進住宅を充実させ、若者が定住しやすい環境を整備します。

#### ③子どもの遊ぶ機会の充実

子どもの遊ぶ機会を充実させるために、川根本町全体をフィールドとした遊ぶ機会の提供や遊びに関する情報の充実を図ります。

◆ 川根本町全体をフィールドとした遊ぶ機会の提供

町内の既存の施設や自然を活用した遊びに関する講習や、遊びに関するイベントを行い、川根本町全体をフィールドとした遊びの機会を提供します。

◆ 遊びに関する情報提供の充実

広報やホームページ、かわねフォン等を活用し、町内の公園や遊びに関するイベント等についての情報提供を充実させます。

---

## (2) 安心・安全な子育て環境の充実

---

### ①交通安全対策の充実

---

安心して通園や通学できる環境を整備するために、地域における交通安全対策を推進します。

◆ 道路環境の整備

通学路等の危険の改善に取り組み、安全対策に努めていきます。

◆ 交通安全に関する意識の啓発

保育園や幼稚園、小学校等で交通安全に関する講習等を行い、交通安全意識を高めます。

### ②防犯体制の充実

---

地域や教育・保育施設等と連携した防犯体制を整備することで、町内の防犯体制を充実させます。

◆ 地域と連携した防犯体制の整備

防犯に関する啓発活動、犯罪発生情報の提供等を自治会等を通じて行うことで、地域と連携した防犯体制の整備を整備します。

◆ 教育・保育施設等における防犯体制の整備

保育園や幼稚園、小中学校等に対して防犯に関する啓発活動や連携強化を図ることとで、教育・保育施設等における防犯体制を整備します。

### ③地域医療体制の充実

---

町内の一次医療体制の充実や広域連携体制の構築等により、子どもが安心して利用できる地域医療体制の充実を図ります。

◆ 町内における一次医療体制の充実

町内医療機関の相互連携や医師・看護師の確保等に努め、町内の一次医療体制の充実を図ります。

◆ 医療の広域連携体制の構築

近隣市町と広域的な連携体制を整備し、専門的な医療が受けられる体制を構築します。

◆ こども医療費等の支援（再掲）

高校卒業前までの児童を対象に医療費助成を行います。

## 第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保の方策

---

### 第1節 教育・保育提供区域について

---

#### (1) 教育・保育提供区域について

---

幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

#### (2) 区域設定の考え方

---

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮します。

#### (3) 本町における教育・保育提供区域

---

上記の考え方を踏まえ、本町では町域全域を1区域として、教育・保育提供区域を設定します。

## 第2節 子ども数の推計

令和6年までの子ども数の推計結果は次のとおりです。0～5歳、6～11歳ともに減少傾向が見込まれ、子ども数は減少していくものと推計されます。

(単位：人)	実績値	将来推計値				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	18	17	16	15	14	14
1歳	12	18	17	16	15	14
2歳	21	12	19	18	17	16
3歳	21	21	12	19	18	17
4歳	31	20	19	12	17	16
5歳	24	31	20	19	12	17
0歳～5歳	127	119	103	99	93	94
6歳	29	24	31	20	19	12
7歳	37	28	23	30	20	19
8歳	38	36	27	22	29	20
9歳	26	38	36	27	22	29
10歳	31	25	37	35	26	22
11歳	40	32	26	38	36	27
6歳～11歳	201	183	180	172	152	129
0～11歳	328	302	283	271	245	223

※推計方法：コーホート変化率法

### 第3節 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保方策及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保方策及び実施時期は次のとおりとします。

#### (1) 1号認定・2号認定（教育ニーズ）

##### ■事業内容■

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）です。

##### ■量の見込みと確保の内容■

（単位：人）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	8	5	5	5	5
1号認定	2	1	1	1	1
2号認定（教育ニーズ）	6	4	4	4	4
他市町委託分	0	0	0	0	0
他市町受入分	0	0	0	0	0
②確保の内容（提供可能量）	15	15	15	15	15
特定教育・保育施設 （幼稚園）	15	15	15	15	15
確認をうけない幼稚園	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設 （認定こども園）	0	0	0	0	0
差（②－①）	7	10	10	10	10

##### ■量の確保方策■

令和元年度時点で特定教育・保育施設（幼稚園）は町内に1園あり、定員が70名となっています。

量の見込みのピークである令和2年度の必要利用定員総数8人に対し、利用定員の15名で受け入れ可能となっています。

## (2) 2号認定&lt;幼児期の学校教育の利用よりも保育希望が強い児童&gt;

## ■事業内容■

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）です。

## ■量の見込みと確保の内容■

(単位：人)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	64	46	45	42	45
川根本町内	64	46	45	42	45
他市町委託分	0	0	0	0	0
他市町受入分	0	0	0	0	0
②確保の内容（提供可能量）	82	82	82	82	82
特定教育・保育施設 (保育所)	82	82	82	82	82
特定教育・保育施設 (認定こども園)	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差（②－①）	18	36	37	40	37

## ■量の確保方策■

令和元年度時点で特定教育・保育施設（保育所）は町内に3園あり、3～5歳児の定員が82名となっています。

量の見込みのピークである令和2年度の必要利用定員総数64人に対し、受け入れ可能人数は上回っています。

**(3) 3号認定<0歳>****■事業内容■**

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）です。

**■量の見込みと確保の内容■**

(単位：人)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	9	8	8	7	7
川根本町内	9	8	8	7	7
他市町委託分	0	0	0	0	0
他市町受入分	0	0	0	0	0
②確保の内容（提供可能量）	21	21	21	21	21
特定教育・保育施設 (保育所)	21	21	21	21	21
特定教育・保育施設 (認定こども園)	0	0	0	0	0
特定地域型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差（②－①）	12	13	13	14	14

**■量の確保方策■**

令和元年度時点で特定教育・保育施設（保育所）は町内に3園あり、0歳児の定員が21名となっています。

量の見込みのピークである令和2年度の必要利用定員総数9人に対し、受け入れ可能人数は上回っています。

**(4) 3号認定<1・2歳>****■事業内容■**

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）です。

**■量の見込みと確保の内容■**

(単位：人)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	23	28	26	25	23
川根本町内	23	28	26	25	23
他市町委託分	0	0	0	0	0
他市町受入分	0	0	0	0	0
②確保の内容（提供可能量）	37	37	37	37	37
特定教育・保育施設 (保育所)	37	37	37	37	37
特定教育・保育施設 (認定こども園)	0	0	0	0	0
特定地域型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差（②－①）	14	9	11	12	14

**■量の確保方策■**

令和元年度時点で特定教育・保育施設（保育所）は町内に3園あり、1・2歳児の定員が37名となっています。

量の見込みのピークである令和3年度の必要利用定員総数28人に対し、受け入れ可能人数は上回っています。

**■3号認定の保育利用率■**

(単位：人)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0～2歳人口	47	52	49	46	44
0～2歳保育利用者	32	36	34	32	30
保育利用率（％）	68.1	69.2	69.4	69.6	68.2

## 第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業による確保方策及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保方策及び実施時期は以下のとおりとします。

### （1）時間外保育事業

#### ■事業内容■

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業です。

#### ■量の見込みと確保の内容■

（単位：人日）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	11	10	9	9	9
②確保の内容	0	0	0	0	0
差（②－①）	△ 11	△ 10	△ 9	△ 9	△ 9

#### ■量の確保方策■

令和元年度時点での当該事業の実績はありません。

令和2年度以降の量の見込みについても11人日であることから、周辺市町との連携も視野に入れながら受け入れ体制を検討します。

## (2) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

### ■事業内容■

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

### ■量の見込みと確保の内容■

(単位：人日)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

### ■量の確保方策■

令和元年度時点での当該事業の実績はありません。  
必要に応じて今後の実施を検討します。

## (3) 地域子育て支援拠点事業

### ■事業内容■

親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援し、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業です。

### ■量の見込みと確保の内容■

(単位：人回)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	2,160	2,388	2,244	2,112	2,016
②確保の内容	2,160	2,388	2,244	2,112	2,016
差(②-①)	0	0	0	0	0

### ■量の確保方策■

令和元年度時点で子育て支援施設にて当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである令和3年度の2,388人回に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

#### (4) 一時預かり事業

##### ■事業内容■

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができ、保育所等で実施しています。

#### ①幼稚園（在園児対象型）の一時預かり

##### ■量の見込みと確保の内容■

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,572	1,114	1,092	1,026	1,092
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	1,572	1,114	1,092	1,026	1,092
②確保の内容	1,572	1,114	1,092	1,026	1,092
差(②-①)	0	0	0	0	0

##### ■量の確保方策■

令和元年度時点で特定教育・保育施設にて当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである令和2年度の1,572人日に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

#### ②教育・保育施設を利用した（在園児対象型を除く）一時預かり

##### ■量の見込みと確保の内容■

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	128	111	107	100	101
②確保の内容	128	111	107	100	101
差(②-①)	0	0	0	0	0

##### ■量の確保方策■

令和元年度時点で特定教育・保育施設にて当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである令和2年度の128人日に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

## (5) 病児・病後児保育事業

### ■事業内容■

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

### ■量の見込みと確保の内容■

(単位：人日)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	116	100	96	91	92
②確保の内容	0	0	0	0	0
差(②-①)	△ 116	△ 100	△ 96	△ 91	△ 92

### ■量の確保方策■

令和元年度時点での当該事業の実績はありません。

令和2年度以降の量の見込みについても116人日であることから、周辺市町との連携も視野に入れながら受け入れ体制を検討します。

## (6) 利用者支援事業

### ■事業内容■

子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

### ■量の見込みと確保の内容■

(単位：箇所)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0

### ■量の確保方策■

教育・保育施設担当部局にて対応します。

## (7) 妊婦健診

### ■事業内容■

妊婦の健康とおなかの赤ちゃんのすこやかな成長及び安全な出産を応援するため、妊婦健診の費用を助成する事業です。

### ■量の見込みと確保の内容■

(単位：人)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	17	16	15	14	14
②確保の内容	17	16	15	14	14
差(②-①)	0	0	0	0	0

### ■量の確保方策■

すべての妊婦に対して実施します。

## (8) 乳児家庭全戸訪問事業

### ■事業内容■

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援の情報提供をし、子育ての助言を行い、支援が必要な場合は行政につなげる事業です。

### ■量の見込みと確保の内容■

(単位：人)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	17	16	15	14	14
②確保の内容	17	16	15	14	14
差(②-①)	0	0	0	0	0

### ■量の確保方策■

すべての乳児のいる家庭に対して実施します。

**(9) 養育支援訪問事業****■事業内容■**

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

**■量の見込みと確保の内容■**

(単位：人)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10	10
差(②-①)	0	0	0	0	0

**■量の確保方策■**

必要性が認められるすべての児童・保護者に対して実施します。

## (10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### ■事業内容■

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

### ■量の見込みと確保の内容■

（単位：人）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	62	59	54	50	40
小学1年生（6歳）	13	16	10	10	6
小学2年生（7歳）	14	12	16	10	10
小学3年生（8歳）	19	14	11	15	10
小学4年生（9歳）	6	6	5	4	5
小学5年生（10歳）	4	6	6	5	4
小学6年生（11歳）	6	5	6	6	5
②確保の内容	60	60	60	60	60
差（②－①）	△ 2	1	6	10	20

### ■量の確保方策■

令和元年度時点で町内2箇所にて当該事業を実施しており、60人受け入れが可能です。量の見込みのピークである令和2年度の62人に対しては不足していますが、令和3年度以降は現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

## 第5節 幼児期の学校教育・保育の一体的提供

国の基本方針を踏まえ、幼児期の学校教育・保育の一体的提供を検討する必要があります。現在、川根本町には認定こども園はありません。しかし、ニーズ調査の結果をみると、わずかながらニーズは存在します。現計画期間においては、認定こども園への新設や移行は予定していませんが、今後事業所などの意向や、町民のニーズを踏まえ、新設や移行を検討していきます。

## 第6節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付認定制度が新設されました。この制度では、教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業等が給付の対象となります。

この制度の給付申請については保護者の利便性や経済的負担の軽減等を考慮しつつ、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組み、給付や手続きの方法について検討します。

## 第6章 計画の推進

---

### 第1節 推進体制

健康福祉課だけでなく、庁内関係各課と連携しながら、円滑かつ柔軟に計画を推進していきます。また、町内の保育所・幼稚園・学校・地域等との連携を強化することで、町全体で子育てを支援していく体制を整備します。

### 第2節 計画の点検・評価

計画の具体的な進行を確認するため、子ども・子育て会議を開催し、進捗状況の把握や新たな取組などの検討を行っていきます。また、施策の進捗状況を検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、効果的・効率的に計画を推進していきます。

広報やホームページへの掲載などにより進捗状況を定期的に公表することとし、住民の声を反映できる体制により計画を推進していきます。

## 資料

### 川根本町保健、福祉サービス推進協議会委員名簿

#### 推進協議会 児童福祉部会

No.	職名	氏名
1	民生委員・主任児童委員	大村 富子
2	民生委員・主任児童委員	八木 朝子
3	さゆり幼稚園長	松下 文代
4	徳山聖母保育園園長	長澤 照子
5	桜保育園園長	小澤 いつ子
6	子育て支援施設職員	中村 妙子
7	町内小中学校長代表	杉山 浩
8	知識経験者（教育委員）	鳥居 進
9	知識経験者（放課後児童クラブ）	渡邊 友希

（順不同・敬称略）

任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日

## 川根本町保健、福祉サービス推進協議会本部会委員名簿

### ■推進協議会 本部会■

No.	職名	氏名
1	川根本町議会議長	藺 田 靖 邦
2	川根本町議会副議長	中 野 暉
3	歯科医師	小 林 慎 介
4	静岡県中部健康福祉センター	酒 井 仁 志
5	保健事業部会会長	鈴 木 淳 二
6	保健事業部会副会長	八 木 洋 子
7	高齢者福祉・介護保険部会会長	久 野 孝 史
8	高齢者福祉・介護保険部会副会長	山 下 初
9	障がい者福祉部会会長	鈴 木 信 雄
10	障がい者福祉部会副会長	松 岡 政 臣
11	児童福祉部会会長	鳥 居 進
12	児童福祉部会副会長	松 下 文 代

(順不同・敬称略)

任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日

## 第2期 川根本町子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和2年3月

編集・発行：川根本町 健康福祉課

〒428-0313

静岡県榛原郡川根本町上長尾627

TEL：0547-56-2224（直通）

FAX：0547-56-1117